

第2次笠間市男女共同参画計画（案）

（平成25年度～平成29年度）



笠 間 市

はじめに

市長写真

本市における男女共同参画は、平成 18 年 3 月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定、平成 20 年 3 月には「笠間市男女共同参画計画」を策定し、本市が目指す将来像を「みんなで築く充実した家庭」、「男女で共に支える職場」、「交流や活動の盛んな活気ある地域社会」とし、5つの基本目標のもと、その実現に向けた施策を進めてまいりました。

しかしながら、人口構造の変化に伴い本格的な人口減少社会が到来しております。また、経済低迷による雇用環境の悪化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、男女共同参画を取り巻く社会環境は大きく変化しております。このような状況を踏まえ、男性も女性も共に、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現、生涯にわたって健康で元気に健やかに暮らせるような社会「健康都市かさま」の実現、意欲に応じてあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会の実現に向けた取り組みを一層進めていくため、この度、「第2次笠間市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画を着実に推進し、本市が目指す男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、団体の方々など、地域社会が一体となり連携して取り組んでいくことが必要であります。今後もとより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に際し、ご尽力をいただきました笠間市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、ご意見をいただきました笠間市男女共同参画推進連絡協議会の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

笠間市長 山口 伸樹

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	笠間市の現状と課題	3
3	計画の基本理念	6
4	笠間市が目指す将来の姿	7
5	計画の位置づけ	8
6	計画期間	8
7	基本目標	9
8	重点的に推進する視点	10
9	計画の体系	11
10	男女共同参画のあゆみ	12

第2章 計画の内容

基本目標1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	16
施策1-1	男女共同参画の意識啓発	17
施策1-2	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	19
施策1-3	女性の健康支援	21
	知っていますか！ 男女共同参画豆知識	23
基本目標2	あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり	24
施策2-1	政策・方針決定過程への女性の参画	25
施策2-2	男性にとっての男女共同参画	27
施策2-3	子どもにとっての男女共同参画	29
施策2-4	地域社会における男女共同参画	31
基本目標3	男女が共に働きやすい環境づくり	33
施策3-1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	35
施策3-2	就業への支援	37

第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制	40
2 進行管理	41

第4章 指標項目

1 目標指標	43
2 参考指標	44

付属資料

笠間市男女共同参画推進条例	46
笠間市男女共同参画審議会規則	50
笠間市男女共同参画審議会委員名簿	51
笠間市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	52
第2次笠間市男女共同参画計画策定の過程	53
男女共同参画社会基本法	54
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（要旨）	59
平成24年度笠間市男女共同参画市民意識調査結果	61
笠間市男女共同参画推進作品コンクール最優秀賞作品の紹介	73

第1章 計画策定の基本的な考え

1. 計画策定の背景・趣旨

国では、男女共同参画社会の形成の促進を目的として、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、女性も男性もお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付けています。また、この基本法に基づいて平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定、平成17年2月には「男女共同参画基本計画（第2次）」、現在は、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

茨城県では、平成13年3月、男女共同参画の推進に向けて行政、県民、事業者が一体として取り組むことを明示した「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、さらに平成14年3月に平成22年度を目標年度とした「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、現在は、平成23年3月に策定をした茨城県男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

笠間市では、平成18年に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成20年3月に「笠間市男女共同参画計画」を策定し、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、様々な取り組みを進めてまいりました。しかし、少子化に伴う人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など社会は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層求められています。また、平成24年2月に「健康都市かさま」を宣言し、市内に住むすべての人が、生涯にわたって健康で元気に、幸せな人生を送れるような地域社会づくりに取り組んでいくことも求められています。

現計画は平成24年度で終了することから、今後の笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、現計画の基本方針や国、県の計画の方向性を踏まえ、平成25年度から29年度を計画期間とする、第2次笠間市男女共同参画計画を策定するものです。

2. 笠間市の現状と課題

市の男女共同参画推進のための施策の現状や市民意識調査の結果を踏まえ、本市の男女共同参画に関する課題と今後、推進する施策は以下のとおりです。

男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

講座やフォーラム、推進作品の募集、人権教育講演会の開催など、さまざまな場や機会を通じて、男女の固定的な役割分担意識の解消や尊重しあう社会の実現に向けた取り組みを進めてきたことから、家庭生活や職場、地域などにおける男女の地位の平等感、平成18年の調査と比較しまして、平等と回答した割合がわずかながらも伸びており、男女共同参画意識は着実に深まっています。

しかし、社会全体では、「男性が優遇されている」と感じている割合が多く、不平等感につながっています。今後も引き続き、あらゆる世代において、男女共同参画意識啓発を進める必要があります。

あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

女性リーダーの育成や男女共同参画人材バンク登録者の確保を進めてきた結果、政策・方針決定過程の場である審議会への女性の参画は徐々に進んでいるが、目標値には達していない状況です。女性委員を増やすために、人材育成やバンク登録者の確保に一層努める必要があります。

また、家庭生活においては「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」と回答した割合が高くなっていますが、男性には「女性が家事・育児をする」という意識が根強く残っていることから、男性の家事・育児の参画を促す必要があります。

自らの希望による働き方が選択できる体制づくり

職場において「男女間の格差や差別がない」の割合は、平成18年の調査と比較すると高くなっており、職場における男女共同参画意識が深まっている状況です。また、働きやすい職場環境づくりや仕事と生活の両立支援のための制度づくりに取り組んでいる「男女共同参画推進事業者」は、現在、18事業者を認定しております。

しかし、事業者の認定は市内事業者の一部にとどまっていることから、引き続き推進事業者の認定を進めるとともに、事業者に対して、仕事と生活の両立に向けた取り組みを働きかける必要があります。

だれもが安心して健康に暮らせる環境づくり

男女間の暴力を防止するための講座、家庭教育学級における思春期保健事業、性感染症予防のための講習会、妊娠・出産期における女性の健康支援など、人権や生命の尊さについての意識啓発を進めてきました。

しかし、配偶者からの暴力については、平成18年の調査と比較すると、特に、女性に対する「精神的・心理的暴力」、「経済的な圧迫」の割合が増加しています。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを受けた方の割合も増加しています。引き続き、暴力の防止に向けた意識啓発、被害者保護及び自立支援に向けての対応、女性の健康支援に努める必要があります。

男女共同参画を推進する体制づくり

市の男女共同参画施策の進捗状況や計画の策定など、調査審議機関としての「笠間市男女共同参画審議会」及び市の男女共同参画施策の推進及び調整を行う「笠間市男女共同参画庁内推進会議」の設置、市との協働により男女共同参画社会実現のための啓発活動に取り組む「笠間市男女共同参画推進連絡協議会」の設立など、男女共同参画を推進する体制を整え、さまざまな事業を行ってきました。また、市政の各分野における男女共同参画の視点の反映度も、平成18年の調査と比較すると「反映している」の割合が増加しております。

しかし、「反映されているかどうかわからない」の割合も高く、今後も、市職員への男女共同参画意識啓発、推進組織の活動を充実させ、男女共同参画の視点に基づいた施策の推進を一層進めていく必要があります。

今後、取り組むべき主な施策

平成24年5月に行った市民意識調査では、男女共同参画社会の必要性について約8割が必要と考えており、特に「男女の違いを認めたうえでの男女共同参画社会の実現」を求めている市民が多い結果となっています。

実現をめざすための施策としては、「働きやすい職場環境づくり」、「仕事と家庭の両立支援」、「女性の再就職や起業支援の充実」、「学校における男女平等教育の充実」、「男女共同参画の意識啓発」、「男女共同参画を推進する行政体制の強化」、「審議会等への女性の登用」などが求められています。今後も引き続き、以上に記載した現状と課題、市民意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

市民意識成果指標の結果

市民意識成果指標	H18	H24	目標（H24）
「男は仕事、女は家事・育児をする」と考える市民の割合	17.8%	13.8%	15%以下
「社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていない」と考える市民の割合	61.6%	64.6%	55%以下
学校教育の場において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	44.7%	49.7%	50%以上
「男（女）だからという決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」と考える市民の割合	80.5%	85.6%	85%以上
政治の場において、男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	19.8%	18.2%	25%以上
夫婦の役割分担において、家庭管理などにおける全体的な決定権が「平等」な家庭の割合	32.6%	35.7%	40%以上
地域において固定的性別役割分担意識による慣習等は「特にない」と思う市民の割合	34.9%	43.3%	40%以上
家庭内の夫婦の役割分担に「満足している」市民の割合	男 82.9%	男 86.9%	男 85%以上
	女 61.4%	女 64.2%	女 65%以上
1日の家事時間が「なし」の男性の割合	40.3%	平日 31.7% 土曜 32.0% 日曜 30.4%	35%以下
職場において男女の地位が「平等」であると思う市民の割合	22.8%	25.6%	30%以上
職場において賃金、昇給などに「男女格差がある」と思う市民の割合	34.8%	26.3%	30%以下
職場において育児・介護休業を「取りにくい雰囲気がある」と思う市民の割合	33.0%	31.6%	30%以下
過去5年間にパートナーから「暴力を何度も受けた経験がある」市民の割合			
・身体に対する暴力を受けた	1.6%	1.9%	0%
・精神的・心理的な暴力を受けた	4.4%	5.3%	0%
・経済的な圧迫を受けた	2.2%	2.2%	0%
・性的なことについて暴力を受けた	0.5%	0.7%	0%
男女共同参画社会に向けた「取組みが必要だ」と思う市民の割合	76.7%	78.5%	80%以上
市政の各分野において「男女共同参画社会の視点が反映されている」と思う市民の割合			
・教育・文化の分野	43.6%	46.6%	+5%以上
・健康・福祉の分野	48.8%	54.0%	+5%以上
・環境・都市基盤の分野	36.7%	39.2%	+5%以上
・産業の分野	26.4%	27.4%	+5%以上
・自治・まちづくりの分野	37.5%	42.0%	+5%以上

3. 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

(1) 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの人権を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保することが重要です。

(2) 男女が自立した個人として多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考えることが求められています。

(3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保することが重要です。

(4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもと、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できる仕組みづくりが求められています。

(5) 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

男女共同参画づくりのために、国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、連携・協力しながら推進することが求められています。

4. 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、家庭、職場、地域社会において、以下のような姿を目指していきます。

【みんなで築く充実した家庭】

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 固定的な役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。



【男女で共に支える職場】

- 不当な差別や人権侵害がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、男性も女性も多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。



【交流や活動の盛んな活気ある地域社会】

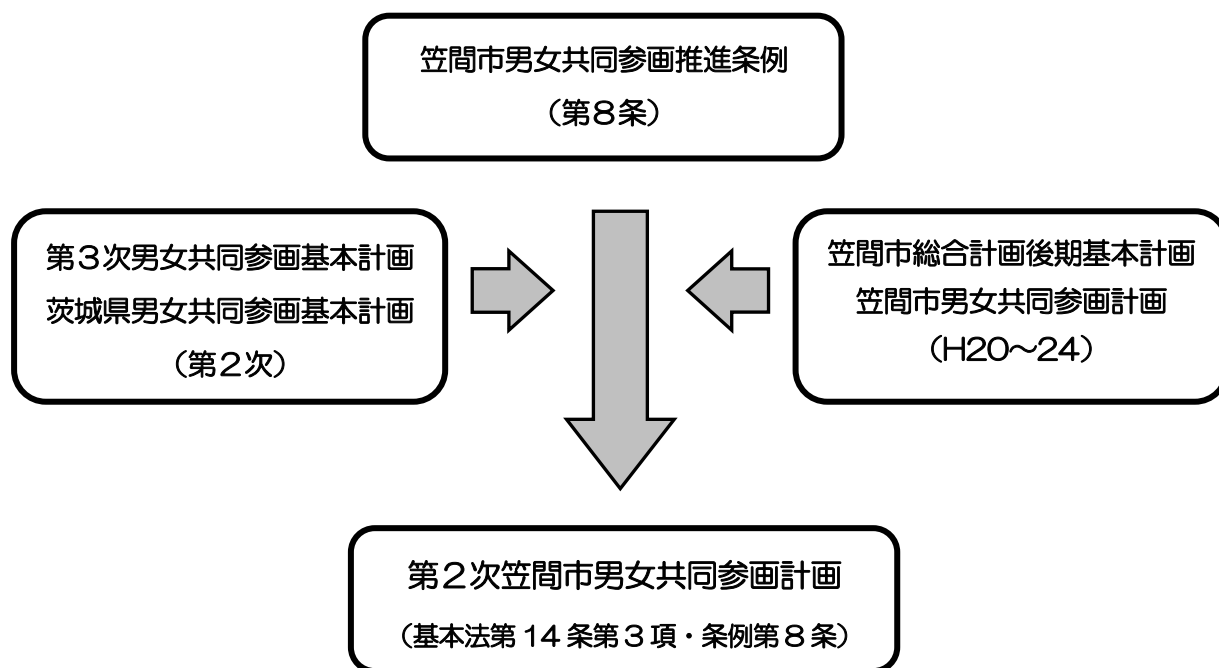
- 男女が主体的に地域活動に参加し、ともに協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女がともに、創造性豊かな地域社会をつくっています。



▲地域への参加

5. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく「基本計画」に位置付けられるもので、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」の方向性、笠間市の現計画に基づき取り組んできた施策の課題を踏まえるとともに、「笠間市総合計画後期基本計画」を上位計画とした個別計画です。



6. 計画期間

本計画は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。

H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
国：第3次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
国：第3次男女共同参画基本計画（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第2次）									
	笠間市総合計画後期基本計画								
		第2次笠間市男女共同参画計画							

7. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けた課題を踏まえつつ、笠間市が目指す将来の姿を具現化していくために、以下の3つの基本目標を設定します。

【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な役割分担意識の解消や男女間における暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援など、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【基本目標2】 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女が社会のあらゆる分野において責任を持って共にかかわり、意見や考え方を反映できるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画の推進、女性のための施策として捉えられがちな男女共同参画の男性への意識啓発、子どもの頃から男女共同参画の理解促進、男女共同参画の視点を持って地域の様々な課題を解決するための取り組みを推進します。

【基本目標3】 男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業継続や再就職の支援など、働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりへの取り組みを推進します。



8. 重点的に推進する視点

男女共同参画の現状にみる課題を踏まえ、今回の計画において改めて推進しなければならない視点を次のとおりとします。

（１）女性の更なる社会への参加促進

多様性に富んだ活力ある社会を作るため、多様な人材の活用や視点の導入、新たな発想の取入れなど、政策・方針決定の場をはじめとして、あらゆる分野への女性の更なる参画を進めます。

（２）男性にとっての男女共同参画の推進

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、男性がより暮らしやすくなる社会でもあります。男性の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働などの働き方を見直すことにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進めます。

（３）子どもにとっての男女共同参画の理解促進

次代を担う子どもたちを個性と能力が発揮できるように育てるため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が仕事や家庭、地域活動、自己啓発など、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを進めます。

9. 計画の体系

基本目標	施策	具体的な事業
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画の意識啓発	1.男女共同参画推進社会の周知・啓発 2.「いいパートナーの日（11月11日）」の周知・啓発 3.「農山漁村女性の日（3月10日）」の周知・啓発 4.かさま男女共同参画推進フォーラムの開催 5.男女共同参画推進作品の募集 6.男女共同参画講座の開催
	2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	1.人権教育講演会の開催 2.DV防止法の周知及び意識啓発 3.セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 4.女性相談窓口の充実 5.家庭児童相談室事業の実施 6.被害者保護及び自立支援に向けた関係機関との連携
	3 女性の健康支援	1.両親学級の開催 2.リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画	1.審議会等の女性委員の登用促進 2.女性リーダー養成事業の推進 3.男女共同参画人材バンク登録促進と活用
	2 男性にとっての男女共同参画	1.男性を対象とした講座の開催 2.家庭教育学級の開催 3.家庭教育学級における父親学級の開催 4.児童館事業の実施
	3 子どもにとっての男女共同参画	1.男女共同参画作品の募集（再掲） 2.男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施 3.国際理解教育の推進 4.家庭教育学級の開催（再掲） 5.家庭教育学級における父親学級の開催（再掲） 6.性感染症予防のための意識啓発
	4 地域社会における男女共同参画	1.自治会、各種団体への出前講座の開催 2.女性学級の開催 3.男女共同参画に取り組む団体の活動支援 4.女性リーダー養成事業の推進（再掲）
3 男女が共に働きやすい環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1.事業所への出前講座の開催 2.男女共同参画推進事業者の認定 3.育児・介護を行う労働者への情報提供 4.地域子育て支援センター事業の実施 5.放課後児童クラブ事業の実施 6.ファミリーサポートセンター事業の実施
	2 就業への支援	1.事業所への出前講座の開催（再掲） 2.起業に必要な支援制度の情報提供 3.再就職に向けた就業能力向上等セミナーの情報提供

10. 男女共同参画のあゆみ

年	国連・国	茨城県・笠間市
1975年 (昭50)	【国連】 ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 【国】 ・婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置	
1977年 (昭52)	【国】 ・国内行動計画策定 ・国立女性教育会館設置	
1978年 (昭53)		【茨城県】 ・生活福祉部に青少年婦人課設置
1979年 (昭54)	【国連】 ・「女子差別撤廃条約」採択	
1980年 (昭55)	【国連】 ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	【茨城県】 ・第2次茨城県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」を位置づける
1985年 (昭60)	【国連】 ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 【国】 ・国籍法の改正 ・男女雇用機会均等法の公布 ・女子差別撤廃条約の批准	
1986年 (昭61)	【国】 ・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	【茨城県】 ・新茨城県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」を位置づける
1987年 (昭62)	【国】 ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	【茨城県】 ・茨城県立婦人教育会館設置
1991年 (平3)	【国】 ・「育児休業法」の公布	【茨城県】 ・いばらきローズプラン21策定 ・いばらきローズプラン21推進委員会、茨城県女性対策推進本部設置
1993年 (平5)	【国】 ・中学校での家庭科の男女共修実施	
1994年 (平6)	【国】 ・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女共修実施	【茨城県】 ・福祉部に女性青少年課設置
1995年 (平7)	【国連】 ・第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言及び行動綱領」を採択 【国】 ・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）	【茨城県】 ・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置づける

年	国連・国	茨城県・笠間市
1996年 (平8)	【国】 ・男女共同参画 2000 年プラン策定	【茨城県】 ・いばらきハーモニープラン策定
1997年 (平9)	【国】 ・男女雇用機会均等法改正	
1999年 (平11)	【国】 ・男女共同参画社会基本法公布・施行	【茨城県】 ・女性青少年課を福祉部から知事公室に組織改編 【笠間市（旧笠間市）】 ・秘書広聴課に女性行政担当設置
2000年 (平12)	【国連】 ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 【国】 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平13)	【国】 ・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第 1 回男女共同参画週間(6.23～29) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	【茨城県】 ・男女共同参画推進条例制定 ・男女共同参画審議会設置
2002年 (平14)		【茨城県】 ・男女共同参画基本計画策定 【笠間市（旧笠間市）】 ・かさま男女共同参画プラン策定
2003年 (平15)	【国】 ・少子化社会対策基本法公布、施行 ・次世代育成支援対策推進法公布、施行	
2004年 (平16)	【国】 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正	【笠間市（旧笠間市）】 ・男女共同参画推進条例制定
2005年 (平17)	【国連】 ・「第 49 回国際婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） 【国】 ・男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定 ・次世代育成支援対策推進法改正	【茨城県】 ・女性プラザ男女共同参画支援室設置
2006年 (平18)	【国】 ・男女雇用機会均等法改正	【茨城県】 ・「男女共同参画実施計画」策定 【笠間市（旧友部町）】 ・「友部町男女共同参画プラン」策定 【1 市 2 町合併「笠間市」誕生】 ・秘書課に男女共同参画推進室設置 ・男女共同参画推進条例制定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画庁内推進会議設置 ・男女共同参画行動の日(11 月 11 日)制定 ・男女共同参画意識調査実施

年	国連・国	茨城県・笠間市
2007 年 (平 19)	【国】 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律正 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	【茨城県】 ・いばらきの快適な社会づくり基本条例制定 【笠間市】 ・笠間市男女共同参画推進連絡協議会設立 ・男女共同参画シンボルマーク決定
2008 年 (平 20)		【笠間市】 ・男女共同参画計画策定
2009 年 (平 21)	【国】 ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正	
2010 年 (平 22)	【国連】 ・「第 54 回国連婦人の地位委員会」記念会合の開催（ニューヨーク） 【国】 ・第 3 次男女共同参画基本計画閣議決定	【茨城県】 ・いばらき快適な社会づくりの基本方針策定
2011 年 (平 23)		【茨城県】 ・男女共同参画基本計画（第 2 次）策定
2012 年 (平 24)		【笠間市】 ・男女共同参画市民意識調査実施
2013 年 (平 25)		【笠間市】 ・第 2 次男女共同参画計画策定

第2章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。笠間市では、男女共同参画の意識啓発のため、講座やフォーラム、就学前の子を持つ保護者対象の子育てセミナー、小中学生の作文、標語、絵画募集など、意識づくりのための事業を行ってきました。

平成 24 年に行った市民意識調査によると、「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」の割合は、平成 18 年度調査と比較すると 6 ポイント増えています。また、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割分担意識は 4 ポイント下がっており、市民の意識も徐々に変わってきています。

今後も、家庭や職場、地域社会において、固定的な役割分担意識の解消に向けた取り組みを進めます。

さらに、男女間における暴力の根絶や「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援など、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【ある家庭でのお父さんとお母さんの会話】

お父さんの育児、家事への参画



※性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994 年のカイロでの国際会議（国際人口・開発会議）で国際承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

施策 1-1 男女共同参画の意識啓発

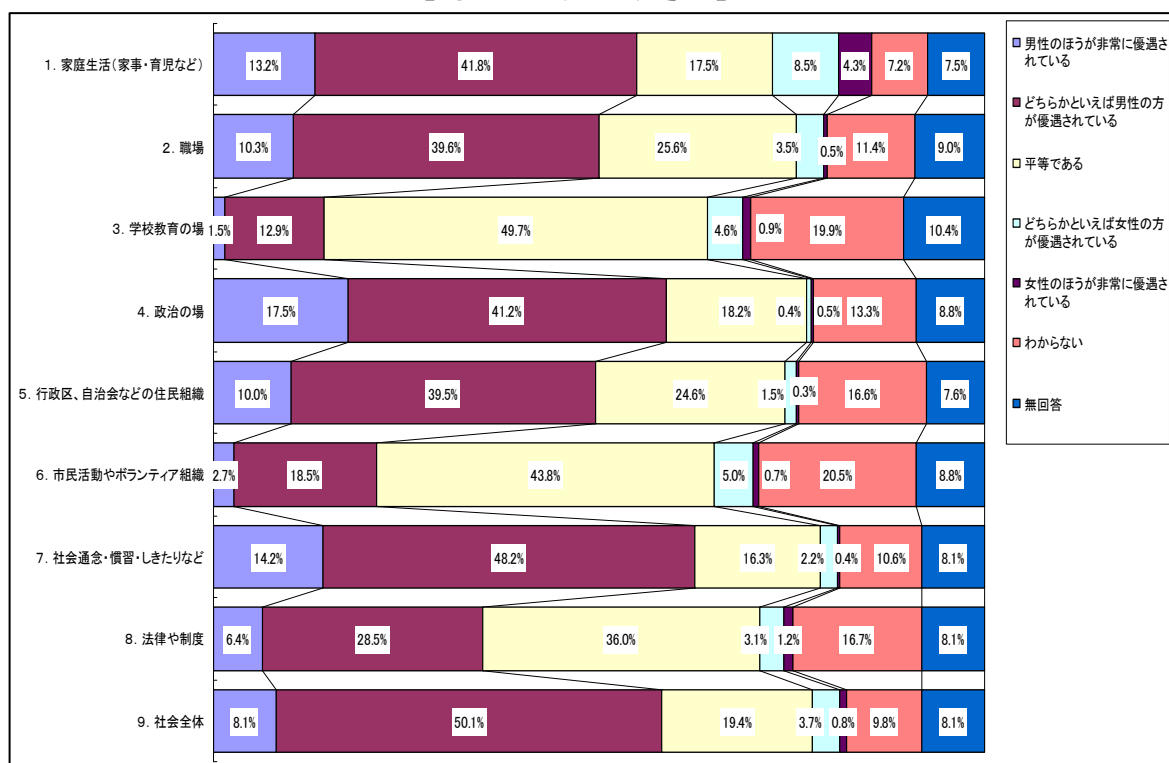
【現状と課題】

平成 24 年に行った市民意識調査によると、男女の地位の平等感については、「学校教育の場」、「市民活動・ボランティア組織」、「法律や制度」では、平等と感じている割合が高くなっています。また、平成 18 年に行った調査と比較すると、すべての分野において、「平等」の割合が増加しており、男女共同参画の意識が深まっていることがわかります。

しかし、「家庭生活」、「職場」、「政治の場」、「行政区などの住民組織」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」では、依然として男性のほうが優遇されていると感じている割合が高く、各分野での平等感に差がでている状況です。

この状況を改善していくために、男女共同参画の意識啓発を進めます。

【男女の地位の平等感】



※平成 24 年度男女共同参画市民意識調査結果



「家庭生活」や「職場」、「社会通念・しきたり」、「社会全体」では、まだまだ、男性が優遇されていると感じている人が多いんだね。

【具体的な事業】

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図るため、固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の必要性について理解を深めるための講座の開催、推進作品の募集、男女共同参画に関する法律や制度の周知を行います。

また、男女共同参画推進月間である11月に、市民、事業者、行政の意識高揚を図るためフォーラムを開催します。

No.	事業名
1	男女共同参画推進社会の周知・啓発
2	「いいパートナーの日（11月11日）」の周知・啓発
3	「農山漁村女性の日（3月10日）」の周知・啓発
4	かさま男女共同参画推進フォーラムの開催
5	男女共同参画推進作品の募集
6	男女共同参画講座の開催

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
家庭生活における男女の地位が平等と思う人の割合	17.5%(H24)	20%
男女共同参画講座の受講者数	367人/年(H23)	400人/年



施策 1-2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

平成 24 年に行った市民意識調査によると、配偶者や恋人などから殴られたり、無視、大声でどなられたりなどの暴力を受けた経験があると回答した方は、男性よりも女性が多く、特に身体に対する暴行を受けたことがある女性は、平成 18 年度の市民意識調査と比べて 0.4 ポイント増の 9.6%、精神的・心理的な暴力を受けたことがある女性は、1.1 ポイント増の 19.9% という結果になっています。

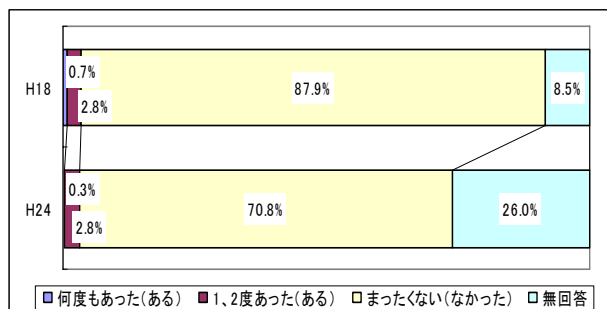
配偶者などからの暴力は重大な人権侵害で、「男女の人権の尊重」を掲げる男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や被害者支援などの取り組みを進めます。

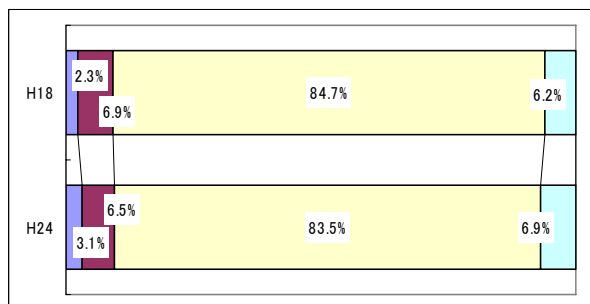
【過去5年間における配偶者・パートナー・恋人からの暴力】

身体に対する暴力を受けた（殴る、ける、物を投げつけるなど）

男性

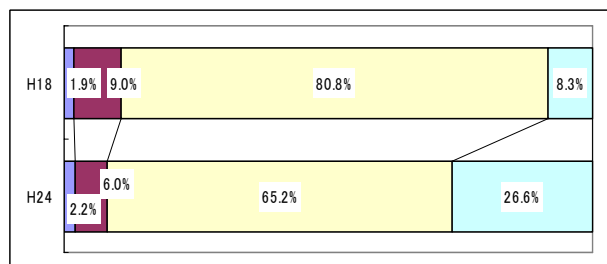


女性

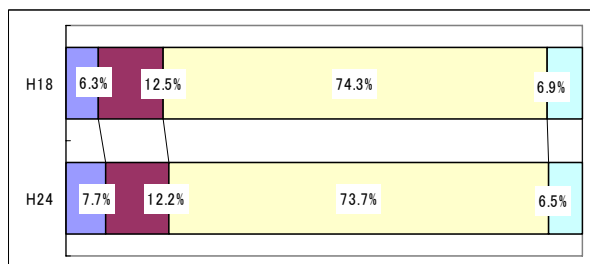


精神的・心理的な暴力を受けた（無視し続ける、大声でどなる、行動を監視・制限、脅迫など）

男性



女性



※平成24年度男女共同参画市民意識調査結果



男性も女性も、精神的・心理的な暴力を受けたと回答している割合が高いよね。また、前回の調査と比べると、女性が暴力を受けている割合が増えているわ。

【具体的な事業】

暴力は男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり重大な人権侵害です。男女間におけるあらゆる暴力の根絶、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発を行います。

また、被害者の保護及び自立に向けた支援を行うための関係機関との連携や、家庭児童相談やその他の相談事業の中でDV被害の早期発見及び適切な対応に取り組みます。

No.	事業名
1	人権教育講演会の開催
2	DV防止法の周知及び意識啓発
3	セクシュアル・ハラスメント防止のための講座の開催
4	女性相談窓口の充実
5	家庭児童相談事業の実施
6	被害者保護及び自立支援に向けた関係機関との連携

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の周知度	63.5%(H24)	100%



※DV（ドメスティック・バイオレンス）

親密な関係にあるパートナーや恋人との間に起こる暴力のことを「DV」といいます。また、結婚していない若い恋人間で起こるDVのことを「デートDV」といいます。暴力にはさまざまな形があり、「殴る、ける」などの身体的暴力、「大声で怒鳴る、無視、監視、脅し」などの精神的・心理的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為や中絶を強要する」などの性的暴力があります。

施策 1-3 女性の健康支援

【現状と課題】

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を入手し、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。特に、女性は、妊娠、出産といった、男性とは異なった生涯を送ることを、男女ともに留意する必要があります。

平成 6 年にカイロで開催された国連会議において「性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められたところであり、平成 7 年の第 4 回世界女性会議において、女性の人権として確認されたところです。このような観点から、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための取り組みを進めます。

【主な傷病の患者数と女性の割合】

平成 23 年度患者調査

単位：千人

主な傷病	女性	男性	性比 (男性=100)
ウイルス肝炎	108	98	110
悪性新生物	695	830	84
胃の悪性新生物	63	123	51
乳房の悪性新生物	192	2	9600
糖尿病	1215	1487	82
高脂血症	1361	525	259
血管性及び詳細不明の認知症	103	43	240
アルツハイマー病	262	104	252
高血圧性疾患	5259	3822	138
心疾患	734	882	83
う蝕（虫歯）	1117	828	135
歯肉炎及び歯周疾患	1572	1084	145
食道、胃及び十二指腸の疾患	720	526	137
骨折	334	208	161

※平成 23 年度患者調査（厚生労働省）より作成



男の人の患者数を 100 とすると、女性の割合が特に高い病気やけがは、乳がん、高脂血症、認知症、骨折なのね。健康で楽しく生活が送れるよう、お互い気をつけないとね。

【具体的な事業】

生涯にわたる健康の保持・増進は、男性にとっても女性にとっても重要な課題です。特に女性は、妊娠、出産といった、男性とは異なった生涯を送ることから、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう意識啓発や健康相談を行います。

また、妊娠、出産、子どもを産む人数など、女性の健康の保持及び自己管理のための権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」について、市民への意識の浸透を図ります。

No.	事業名
1	両親学級の開催
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての講座の開催数	2回／年（H23）	2回／年



知っていますか！ 男女共同参画豆知識



男女共同参画

平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局が作成したシンボルマークです。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子を表現し、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるために、内閣府男女共同参画局が「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。



平成19年度に公募により決定した笠間市の男女共同参画シンボルマークです。このシンボルマークは、男女がしっかりと手を組んで、お互い支えあっている様子を表現しています。華やかで笠間市らしさが伝わる菊の花を2人で咲かせ、社会が丸く平和であってほしいという意味をこめています。

男女共同参画行動の日「いいパートナーの日」

笠間市は、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画への理解と関心を深め、男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めています。



基本目標2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女共同参画社会の実現は、あらゆる分野に男性も女性も責任を持って共にかかわり、意見や考え方を反映できるようにする環境づくりを進めることが必要です。

笠間市では、審議会等への女性の参画を進めるため、委員登用の際の人材情報として男女共同参画人材バンク登録制度を活用してきました。しかし、登録状況は、目標の50人に対して30人、審議会における女性委員の参画率も、目標の30%に対して27.4%という状況です。今後とも人材の確保と審議会への女性登用を進めます。

男女共同参画社会の実現は、社会全体の課題であるのにもかかわらず、男性は、女性の施策として捉えていることから、男性への男女共同参画の理解促進のための意識啓発を進めます。

また、男女共同参画の意識を持たせるためには、子どもの頃から、性別に捉われず個性と能力が発揮できるように育てることが大切であり、子どもへの理解促進に取り組みます。

さらに、地域社会においては、地域におけるつながりの希薄化が進んでいることから、男女共同参画の視点を持って課題を解決するための取り組みを進めます。

【ある家庭でのお父さんとお母さんの会話】

政策、方針決定の場への女性の参画



※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。審議会等への女性の登用のための目標設定も、積極的改善措置のひとつです。

施策 2-1 政策・方針決定過程への女性の参画

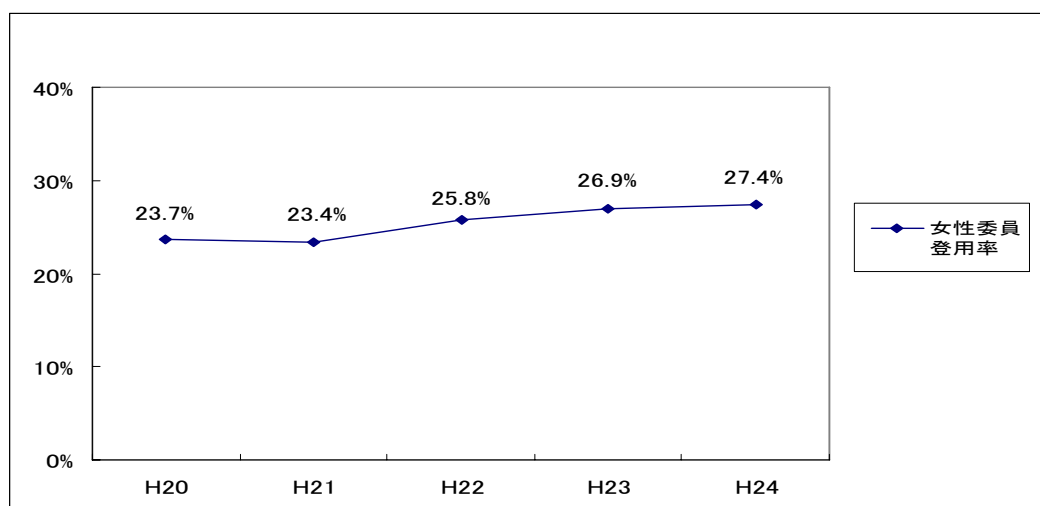
【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、意欲に応じて社会のあらゆる分野に参画するとともに、意思決定の場に男女が共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

市の政策や方針決定の場である審議会の委員に女性が占める割合は、平成 24 年 4 月 1 日現在で 27.4%と平成 20 年度と比較して 3.7 ポイント上がり、女性委員のいない審議会も 11 から 4 に減少しています。今後も、女性委員の登用促進に向けた取組みを進めます。

また、審議会を所管する課や地域団体と連携をしながら、審議会委員への女性の登用、人材育成、人材情報の把握を一層進めます。

【笠間市の審議会における女性委員の参画状況】



	審議会数	女性委員のいない審議会数	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	参画率 (%)
H20.4.1	45	11	700	166	23.7
H21.4.1	50	10	718	168	23.4
H22.4.1	50	6	679	175	25.8
H23.4.1	49	4	662	178	26.9
H24.4.1	47	4	636	174	27.4



女性の委員も徐々に増えているのね。男性だけの意見、女性だけの意見で物事が決まってしまうのは、おかしいわ。今は、女性委員を増やすことが大切ね。

【具体的な事業】

政策・方針決定の場である市の審議会や委員会等の委員に女性の参画を積極的に進めます。そのために、女性の人材育成、掘り起こしを進め、人材バンク登録者を増やし、審議会等を所管する課に情報提供を行います。

No.	事業名
1	審議会等の女性委員の登用促進
2	女性リーダー養成事業の推進
3	男女共同参画人材バンク登録促進と活用

【指標項目】

項目	現状	目標(H29)
審議会等における女性委員の占める割合	27.4%(H24.4.1)	35.0%
女性が一人もない審議会の数	4(H24.4.1)	0
男女共同参画人材バンク登録者数	30人(H24.4.1)	50人



施策 2-2 男性にとっての男女共同参画

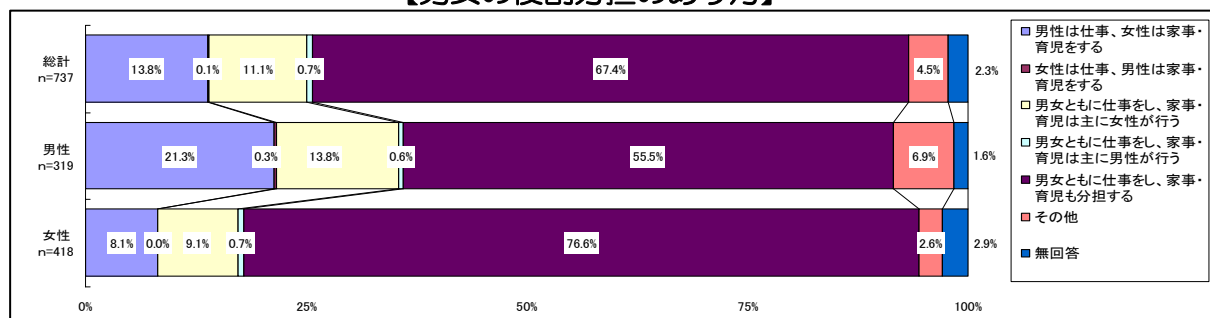
【現状と課題】

平成 24 年に行った市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家事・育児をする」という固定的な役割分担意識は、女性よりも男性の方が高くなっています。

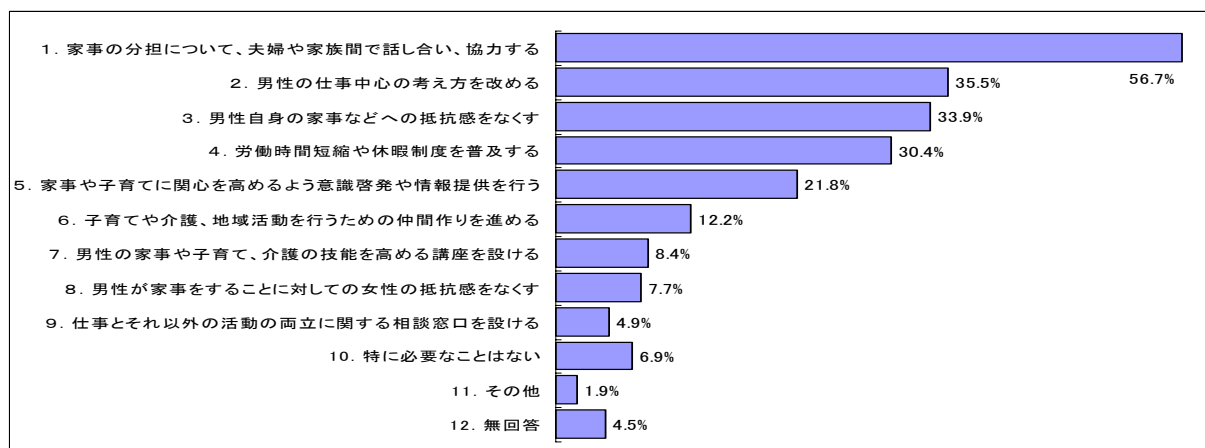
また、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」（56.7%）が最も高く、次いで「男性の仕事中心の考え方を改めること」（35.5%）、「男性自身の家事などへの抵抗感をなくすこと」（33.9%）という結果になっています。

このようなことを踏まえ、男性にとっての男女共同参画の意義について考え、男性の固定的な役割分担意識の解消や長時間労働などの働き方の見直し、男性の家事・育児への参画促進について理解を深めていく取り組みを行います。

【男女の役割分担のあり方】



【男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと】



※平成24年度男女共同参画市民意識調査結果



役割分担について、男性も女性も「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」と考えているようね。そのためには、役割について夫婦や家族間でよく話し合い、お互い助け合っていくことが大切ね。

【具体的な事業】

男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するとともに意識啓発を図ります。また、固定的な役割分担意識の解消や仕事優先の考え方の見直し、男女共に家事や育児、介護などを分担して行うことについて意識啓発を図ります。そのため、男性の家庭生活や地域活動への参加を支援するための講座を行います。

No.	事業名
1	男性を対象とした講座の開催
2	家庭教育学級の開催
3	家庭教育学級における父親学級の開催
4	児童館事業の実施

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
講座やフォーラム等の参加者に占める男性の割合	17%(H23)	25%
夫婦の役割分担において、家庭管理などにおける全体的な決定権が平等な家庭の割合	35.7%(H24)	40%



施策 2-3 子どもにとっての男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画について正しく理解することが大切であり、そのためには、学校や家庭における教育の果たす役割は極めて重要です。

学校教育では、人権教育や男女共同参画の視点を踏まえた教育活動が行われており、平成24年に行った市民意識調査においても、教育の場で「平等」と感じている市民の割合は49.7%と他の分野に比べて高い結果となっています。今後も、人権の尊重や男女共同参画の視点を踏まえた教育を継続します。

また、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、親の固定的な役割分担意識の解消を促す取り組みを進めます。

ぼくは家庭科が好き（平成23年度笠間市男女共同参画推進作文コンクール 小学生の部 最優秀賞）

先日、「彼女が作ってくれたらうれしい料理は何か」という質問をいろんな国の人に聞いてみる、というテレビ番組をやっていた。日本で一番多かった答えは、肉じゃがだった。アメリカではステーキ、インドでは、ひよこ豆のカレーだった。フランスの男性は、彼女だけが料理をするのはおかしい、一緒に作るという考えだった。ケニアでは、男が台所に入る事は絶対にない、男は戦士で女は家の事をするという考えだった。ぼくは、国によってこんなに料理をすることに対して考え方が違うんだと驚いた。

5年生になって、家庭科の授業が始まり、お茶の入れ方やサラダの作り方、ボタン付けや布の縫い方などを教わった。どれもとても楽しくて、特に調理実習はわくわくする。お盆にお客様がいらっしゃった時、ぼくは授業で習った事を思い出してお茶を入れたら、とてもおいしいと喜んでくれた。うれしかった。

ぼくは、料理も裁縫もどんどん挑戦して上手になりたいと思う。食べたい物をおいしく自分で作れたら最高だろうなあ。そして、上手に作れたら、家族みんなに食べてもらいたい。男だから、女だから、なんて関係なく自分のできる事を、得意な事をやればいいと思う。

ぼくの母はピアノの先生で、仕事が終わるのが遅いので、そのうちぼくが晩ご飯を作って待っていてあげたら、きっとびっくりして喜ぶだろうな。お弁当も自分で作ってみたいなあ。掃除だって洗たくだって、お手伝いしながら覚えたい。何でも自分でできたら、カッコいいし、何より自分のためになると思う。

ぼくの祖父は、料理も家事も何でも得意だ。母や祖母がいそがしい時は何でもやってくれる。ぼくも祖父のように、男の仕事、女の仕事、とわけへだてすることなく、何事にも興味のある事には挑戦していきたい。



男の子が書いた作文なんだ。以前は、男の子が料理なんて、と思ったかもしれないけど、今はそんなことはないよ。男の子も女の子も、興味のあることは、どんどん挑戦していこう。

【具体的な事業】

子どもの頃から男女共同参画への理解を深めるために、身近な出来事を題材にした作品の募集や男女共同参画の視点に立った教育を行います。

また、生命の尊重、性感染症予防、薬物の怖さなど、子どもの身体的・社会的発達において正しい知識を身につけ、相手を思いやる心を育むため、思春期における保健指導に取り組んでいきます。

No.	事業名
1	男女共同参画作品の募集（施策1－1再掲）
2	男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施
3	国際理解教育の推進
4	家庭教育学級の開催（施策2－2再掲）
5	家庭教育学級における父親学級の開催（施策2－2再掲）
6	性感染症予防のための意識啓発

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
男女共同参画推進作品応募数	198点/年(H24)	300点/年
学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	49.7%(H24)	55%



施策 2-4 地域社会における男女共同参画

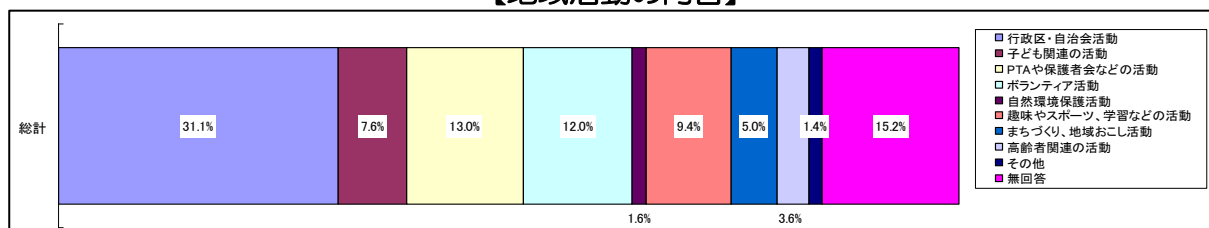
【現状と課題】

地域の課題は、男女共同参画の視点を持って、多様な人材を生かして解決していくことが必要です。しかしながら、平成 24 年に行った市民意識調査によると、「行政区などの住民組織」、「社会通念・慣習」での男女の地位の平等では、「男性が優遇されている」の割合が高く、不平等感が存在しています。地域社会における男女共同参画への理解は不十分であり、女性の意見が反映されにくい状況がうかがえます。

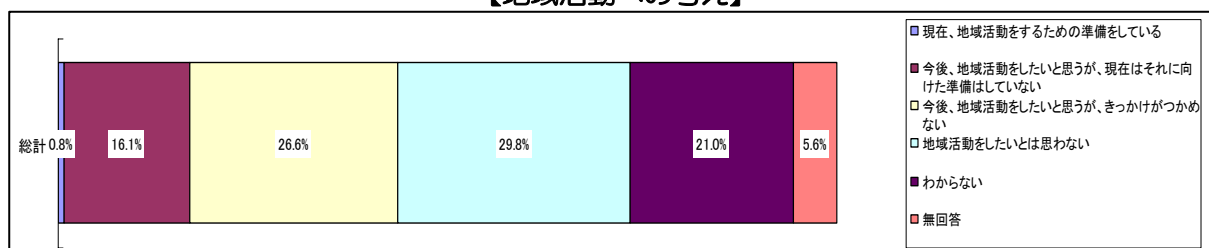
そのため、地域において男女共同参画の視点を持って活動ができるよう、男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、平成 24 年の市民意識調査によると、「今後、地域活動をしたいが、きっかけがつかめない」と回答した方は 26.6%であり、地域活動を希望する市民のニーズに応じた講座の開催や情報提供を行います。

【地域活動の内容】



【地域活動への考え】



※平成 24 年度男女共同参画市民意識調査結果



地域活動に参加すると、いろいろな人とのつながりができるよね。私たちも、地域で暮らす一員。誰かがじゃなくて、地域のために、私たちも地域活動に参加してみようか。

【具体的な事業】

男女共同参画の意識啓発に積極的に取り組んでいる団体活動への支援や連携した取り組みを推進します。

また、地域における男女共同参画を進めるための意識啓発や男女共同参画の視点を持ち、地域の課題解決に向けた活動のできる女性の人材を育成します。

No.	事業名
1	自治会・各種団体への出前講座の開催
2	女性学級の開催
3	男女共同参画に取り組む団体の活動支援
4	女性リーダー養成事業の推進（施策2－1再掲）

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える人の割合	64.6%(H24)	55%
女性リーダーの養成人数	3人/年(H24)	4人/年



基本目標3 男女が共に働きやすい環境づくり

働きたい人が、継続的に就業でき、その能力を発揮できるための環境づくりを進めることは、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が懸念される現状において、労働力の確保と経済社会の活性化につながるものです。

笠間市では、男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、男女共同参画推進事業者の認定、延長保育や障害児保育などの多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの運営、ファミリーサポート事業を実施しています。

平成24年に行った市民意識調査では、職場での男女格差や差別は「ない」の割合が、平成18年の調査と比較すると増えていますが、男女の地位の平等は49.9%が「男性優遇」と感じており、職場における男女共同参画の意識はまだ不十分であります。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み、就業や再就職、起業についての支援を進めます。

【ある職場での上司と部下の会話】

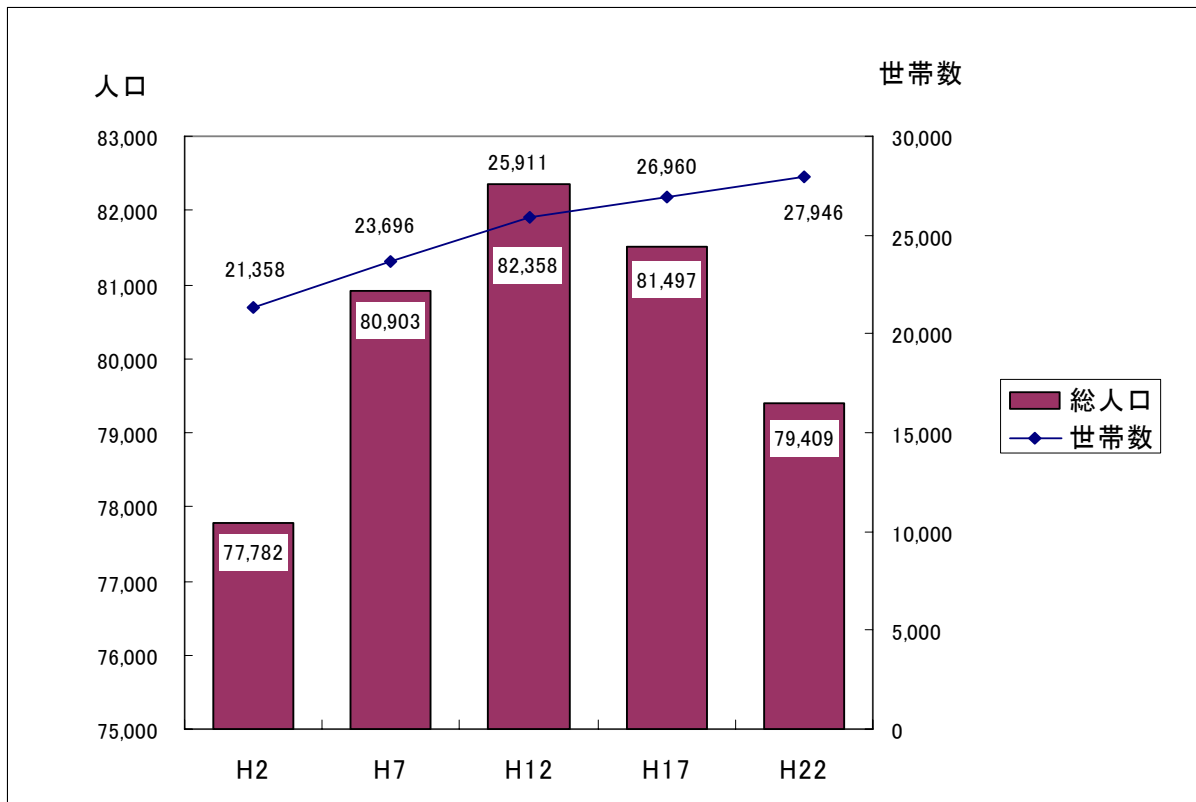
父親の育児休業所得の促進



※ワーク・ライフ・バランス

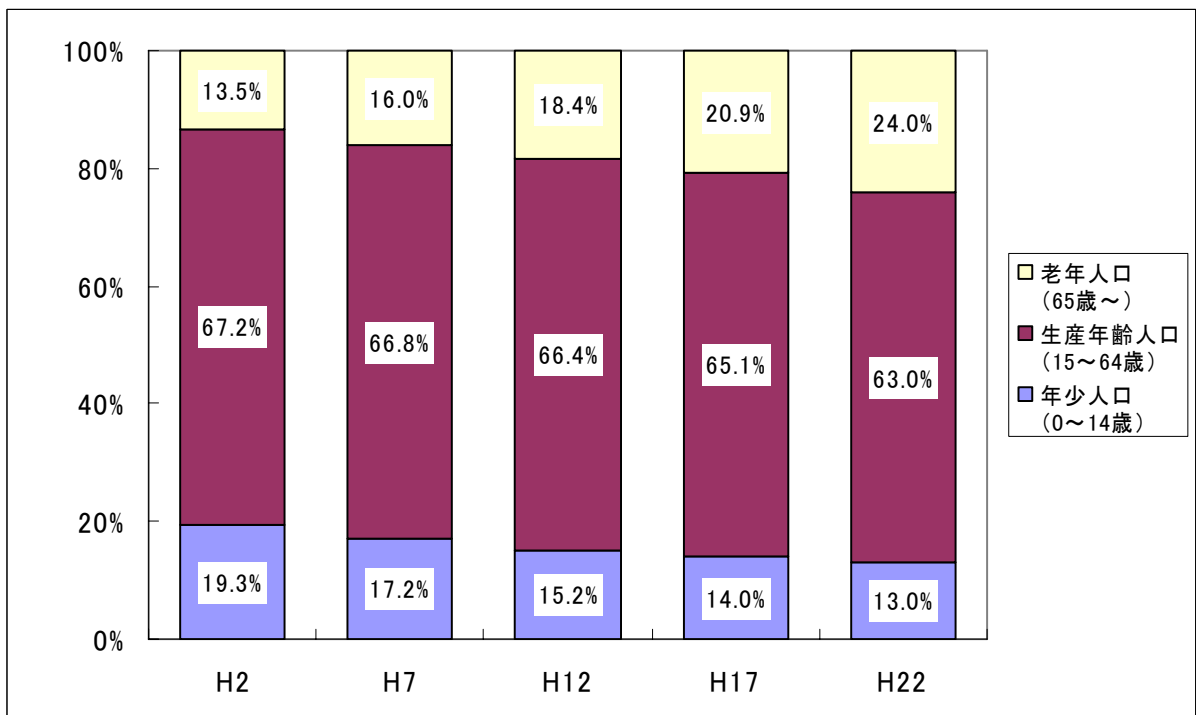
国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。具体的には、就労による経済的に自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会。

【笠間市の人口と世帯の推移】



資料：国勢調査

【笠間市の年齢3区分人口構成比の推移】



資料：国勢調査

施策 3-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【現状と課題】

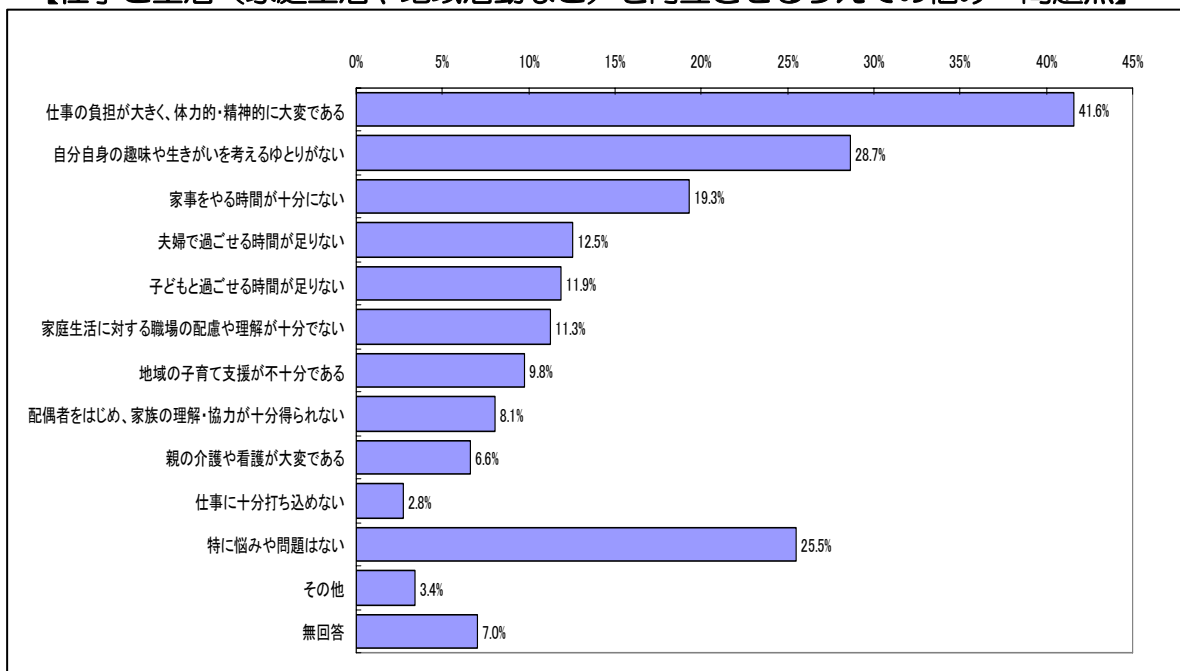
男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域活動などのバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

しかしながら、平成 24 年に行った市民意識調査では、仕事とその他の生活を両立させるうえでの悩みで、「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が 41.6%と最も高く、次いで「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」が 28.7%となっています。

ワーク・ライフ・バランスは、業務の効率化による働き方の見直し、私生活の充実や自己啓発の促進など、個人にとっても経営者にとってもメリットのある働き方です。

そのため、市内事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進に向けて、事業者への意識啓発、男女共同参画推進事業者の認定、子育てや介護支援制度の情報提供を進めます。

【仕事と生活（家庭生活や地域活動など）を両立させるうえでの悩み・問題点】



※平成 24 年度男女共同参画市民意識調査結果



日本は、働く時間は長いけど、生産性には結びついていないと聞いたことがあるわ。働き方を見直し、リフレッシュする時間を持つことが必要ね。

【具体的な事業】

仕事と家庭の両立の取り組みを進めるため出前講座を開催すると共に、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に取り組む事業者の認定を進め、男女共同参画の一層の推進を図ります。

また、認定事業者のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて事例紹介を行い、他事業者への意識啓発を図るとともに、子育てや介護サービスなど、仕事と家庭の両立支援制度について情報提供を行います。

No.	事業名
1	事業所への出前講座の開催
2	男女共同参画推進事業者の認定
3	育児・介護を行う労働者への情報提供
4	地域子育て支援センター事業の実施
5	放課後児童クラブ事業の実施
6	ファミリーサポートセンター事業の実施

【指標項目】

項目	現状	目標（H29）
男女共同参画推進事業者の認定数	18 事業者(H24)	33事業者
職場における男女の地位が平等と思う人の割合	25.6%(H24)	30%



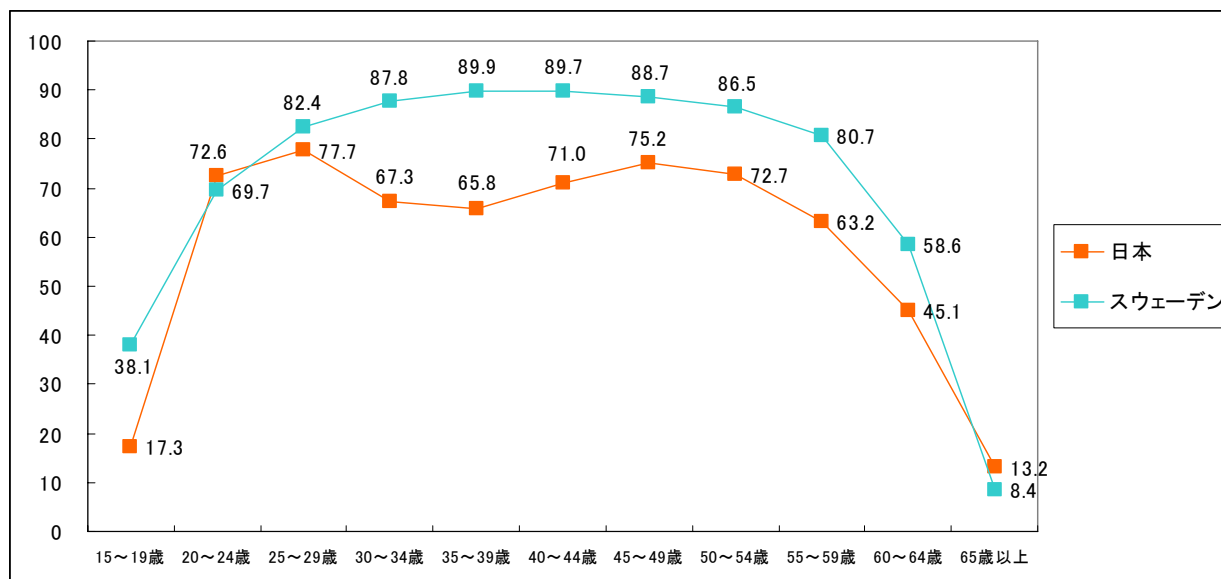
施策 3-2 就業への支援

【現状と課題】

生産年齢人口が減少している現状において、働きたい人が能力を十分に発揮しながら継続的に就業できることが労働力の確保につながり、生活の経済的基盤の確保や経済社会の活性化につながります。

女性の労働力率を年齢階級別にみると、日本では 25 歳から 30 歳代において労働力率が大きく低下し 40 歳代から再び高くなっています（M字カーブ）。これらの原因は、就業を継続したくても依然として結婚、出産、子育てを理由に退職する女性が多くなっていると考えられ、就業の継続、希望はあるものの実現できないという状況にあります。労働力を確保するためにも、女性の継続的な就業、再就職、起業についての支援を進めます。

【女性の年齢階級別労働力の国際比較】



※労働力率：15 歳以上人口に占める労働人口（就業者＋完全失業者）の割合。

※日本は、平成 21 年の総務省「労働力調査」により作成。

※スウェーデンは平成 20 年時点の数値。



M字カーブって？

上のグラフのように、M字に見えることからM字カーブといわれているんだ。ノルウェー、スウェーデンなどは台形を示しています。これは、結婚や出産、育児のために仕事を辞め、子育てが終わったら再就職する、日本女性の働き方の特徴なんだ。

【具体的な事業】

継続的な就業、再就職、起業など、その実現に向けた支援制度について情報提供を行います。

また、再就職や起業を希望する方に対し、関係機関が実施するセミナーの情報提供を行うなど就労支援を行います。

No.	事業名
1	事業所への出前講座の開催（施策3－1再掲）
2	起業に向けた支援制度の情報提供
3	再就職に向けた就業能力向上等セミナーの情報提供

【指標項目】

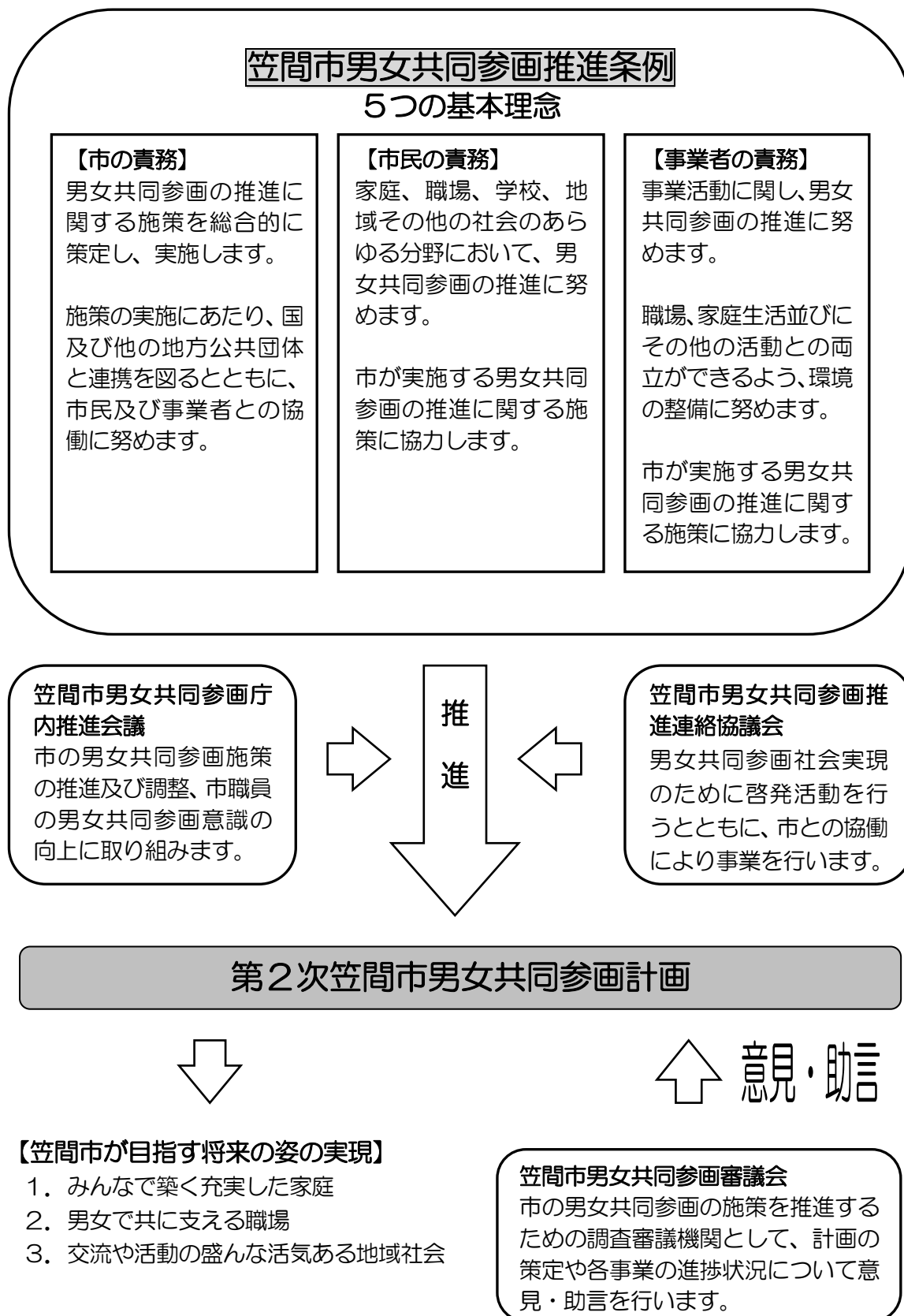
項目	現状	目標（H29）
事業所への出前講座の開催数	0(H24)	3事業者/年



第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制

男女共同参画社会の実現を図るため、条例に基づき、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たしながら、協働により推進していくこととします。



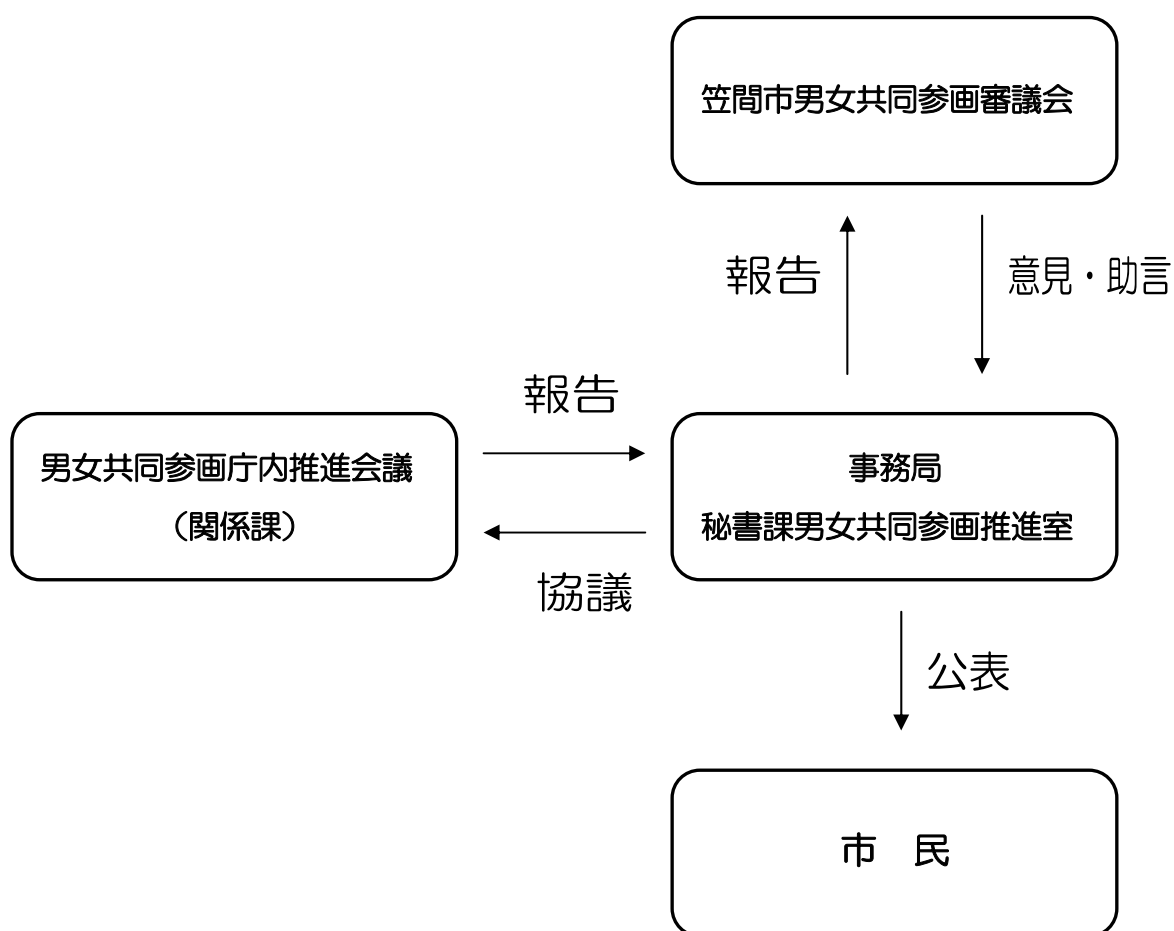
2 進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理は、毎年、庁内組織である男女共同参画庁内推進会議において施策の進捗状況の協議を行い、その後、施策の実施状況を笠間市男女共同参画審議会に報告し、その結果を市民に公表します。

(2) 指標項目による管理

計画の推進状況については、事業の実施内容及び指標項目に掲げた目標指標の数値及び5年に一度行う市民意識指標により把握します。



第4章 指標項目

指標項目

1 目標指標（男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標）

基本 目標	施策	項目	現状	目標 (H29)	備考
1	男女共同参画の意識啓発	家庭生活における男女の地位が平等と思う人の割合	17.5% (H24)	20%	市民意識調査
		男女共同参画講座の受講者数	367人/年 (H23)	400人/年	秘書課
	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の周知度	63.5% (H24)	100%	市民意識調査
	女性の健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての講座の開催数	2回/年 (H23)	2回/年	健康増進課
2	政策・方針決定過程への女性の参画	審議会等における女性委員の占める割合	27.4% (H24.4.1)	35.0%	秘書課
		女性が一人もいない審議会の数	4 (H24.4.1)	0	秘書課
		男女共同参画人材バンク登録者数	30人 (H24)	50人	秘書課
	男性にとっての男女共同参画	講座やフォーラム等における男性参加者の占める割合	17% (H23)	25%	秘書課
		夫婦の役割分担において、家庭管理などにおける全体的な決定権が平等な家庭の割合	35.7% (H24)	40%	市民意識調査
	子どもにとっての男女共同参画	男女共同参画推進作品応募数	198点/年 (H24)	300点/年	秘書課
		学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	49.7% (H24)	55%	秘書課
	地域社会における男女共同参画	社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える人の割合	64.6% (H24)	55%	市民意識調査
		女性リーダーの養成人数	3人/年 (H24)	4人/年	秘書課
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	男女共同参画推進事業者認定数	18事業者 (H24)	33事業者	秘書課
		職場における男女の地位が平等と思う人の割合	25.6% (H24)	30%	市民意識調査
	就業への支援	事業所への出前講座の開催数	0	3事業者/年	秘書課

2 参考指標（男女共同参画推進の状況把握のための参考とする指標）

項 目		現状	備考
笠間市男女共同参画推進条例の周知度		21.3% (H24)	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合		23.1% (H24)	市民意識調査
男女共同参画社会に向けた取組が必要だと思う人の割合		78.5% (H24)	市民意識調査
政治の場において男女の地位が平等であると思う人の割合		18.2% (H24)	市民意識調査
市職員の管理職に占める女性の割合（課長級以上）		4.4% (H24.4.1)	秘書課
市職員の男性の育児や看護、介護による休暇取得者人数		0人 (H23)	秘書課
行政区長に占める女性区長の割合		2.5% (H24.4.1)	総務課
地域活動に参加している人の割合		66.4% (H24)	市民意識調査
家族経営協定締結農家戸数		130戸 (H23)	農政課
DV相談件数		11件 (H23)	子ども福祉課、健康増進課
暴力を受けた経験のある人の割合	身体的な暴力	6.8% (H24)	市民意識調査
	精神的・心理的な暴力	14.8% (H24)	市民意識調査
	経済的な暴力	5.0% (H24)	市民意識調査
	性的な暴力	2.7% (H24)	市民意識調査
市政の各分野において男女共同参画社会の視点が反映されていると思う人の割合	教育・文化	46.6% (H24)	市民意識調査
	健康・福祉	54.0% (H24)	市民意識調査
	環境・都市基盤	39.2% (H24)	市民意識調査
	産業	27.4% (H24)	市民意識調査
	自治・まちづくり	42.0% (H24)	市民意識調査

付 属 資 料

笠間市男女共同参画推進条例

平成18年3月19日

条例第16号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第14条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第15条)

第4章 男女共同参画審議会(第16条)

第5章 補則(第17条)

附則

笠間市が目指す男女共同参画社会は、すべての市民の人権が保障され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が選択できる社会であり、男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会であります。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組とも連携して、国においては、男女共同参画社会基本法が制定されました。この基本法の理念を踏まえ、本市においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会制度・慣行などが依然として残されており、なお一層の取組が必要とされています。

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくため、市民一人ひとりが、男女共同参画について、共に考え、行動するとともに、本市においては、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する施策の推進が喫緊の課題となっています。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念とその方向性を明らかにし、将来に向けて、市、市民、事業者が連携し、一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いの性を尊重するとともに、個人、特に女性の生涯にわたる健康と権利が確保されることなど男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自立した個人としての意思と責任により、多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、かつ、職場及び地域における活動とを両立して行うことができることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう雇用の分野における環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(男女共同参画行動の日)

第7条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に対する理解と関心を深め、男女のより良いパートナーシップを築くための意識醸成と行動の日

として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めるものとする。

- 2 市は、「いいパートナーの日」の趣旨に基づく事業を実施し、広く市民及び事業者の参加を求めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第16条に規定する笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(普及広報等)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるために、普及広報活動、教育及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第14条 市民(この項において、市内の事業所等に在勤、在学する者を含む。)は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害を受け、又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、市が実施する施策について、市民及び事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第15条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為を行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号のほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項のほか、第14条第3項で規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する20人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、市民、市議会議員、事業者、学識経験者及び関係団体の中から、市長が委嘱する。この場合において、市民は、公募により選出するものとする。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会規則

平成18年3月19日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市男女共同参画推進条例(平成18年笠間市条例第16号。以下「条例」という。)第16条第8項の規定に基づき、笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、条例第14条第3項及び第16条第2項に規定する事項の調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成24年6月29日～平成26年3月31日)

No.	氏 名	所 属	選出区分	備考
1	根本美弥子	笠間市家庭児童相談員	学識経験者	会長
2	中村 彦藏	笠間市区長会	関係団体	副会長
3	根本 悠香	公募	公 募	
4	矢島 政彦	公募	公 募	
5	久保田運平	笠間市人権擁護委員協議会	学識経験者	
6	萩原 瑞子	笠間市議会議員	市議会議員	H24.6.29～ H24.12.17
7	横倉 きん	笠間市議会議員	市議会議員	H24.12.18 ～H26.3.31
8	西川 茂明	キャニヨン（株）茨城工場	事業者	
9	野村 拓郎	笠間市商工会青年部	関係団体	
10	大平たま子	笠間市男女共同参画推進連絡協議会	関係団体	
11	千葉 倫夫	笠間市社会福祉協議会	関係団体	
12	島川 智子	笠間市健康づくり推進協議会	関係団体	
13	富永ひろみ	笠間市立友部第二小学校	関係団体	
14	石上 渉	笠間青年会議所	関係団体	
15	鈴木かつ子	笠間クラインガルテン「楽農工房」	関係団体	

笠間市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

（設置）

第1条 笠間市における男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、笠間市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- （2）男女共同参画に関する施策の調査、研究、立案に関すること。
- （3）男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- （4）その他男女共同参画推進について必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長には市長公室長を、副会長には秘書課長をもって充てる。
- 5 委員には、別表に掲げる課の職員をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長は、会議における審議経過及び結果について必要があると認めるときは、庁議に報告しなければならない。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、市長公室秘書課において行う。

（委任）

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

第2次笠間市男女共同参画計画策定の過程

期日	審議会	関係会議等
平成24年 5月10日 ～6月22日		男女共同参画市民意識調査を実施
6月29日	第1回審議会 ・第2次計画策定方針について ・策定スケジュールについて	
7月31日 ～8月7日		関係課と平成23年度事業実績と第2次計画施策項目協議
8月28日	第2回審議会 ・市民意識調査の結果について ・第2次計画骨子案について	
10月23日		第1回男女共同参画庁内推進会議 ・第2次計画素案について
10月23日 ～11月7日		関係課から第2次計画素案の内容及び事業内容について意見提出
11月1日	第3回審議会 ・第2次計画素案について ・事業について	
平成25年 1月7日		政策調整会議 ・第2次計画（案）について
1月15日	第4回審議会 ・第2次計画（案）について	
1月18日		庁議 ・第2次計画（案）について
1月21日		議会全員協議会 ・第2次計画（案）について（報告）
1月31日 ～2月19日		第2次計画（案）パブリックコメントの実施
2月19日		第2回男女共同参画庁内推進会議
2月28日	第5回審議会	
3月		政策調整会議
3月		庁議
3月		議会全員協議会

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法 律 第 78 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調

査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（要旨）

女性の権利全般について規定する、世界で初めての法的な拘束力をもつ条約として誕生し、世界の多数の国々が認める男女平等の国際基準で、「世界女性の憲法」とも呼ばれています。平成22年2月現在、186カ国が条約の加盟国になっています。日本は、昭和55年7月に女性差別撤廃条約に署名、昭和60年6月に国会承認をへて女性差別撤廃条約を批准し、世界で72番目の加盟国となりました。

【女性差別撤廃条約の主な条文】

第1条 女性差別の定義（区別も女性の権利の侵害につながれば差別になります）

この条文は、排除や制限だけではなく、区別も女性の権利の侵害につながれば、全て差別になると定義しています。

第2条 締約国の差別撤廃義務（条約加盟国は、女性の差別をなくす義務があります）

この条文は、条約の加盟国が、女性差別をなくすために行わなければならないことを定めています。その手段として、法律を制定したり、差別を助長する規定があれば廃止をしたりしなければなりません。例えば「女性に対する差別をなくし、女性も男性も平等に」という法律がなければ、新しくその国に法律をつくらなければなりません。「男女共同参画社会基本法」は、そのための法律です。

第3条 女性の完全な発展と向上の確保（積極的に女性政策をすすめるべきです）

この条文は、女性に男性と平等に人権が保障されるように、国に政策をとる義務を与えています。女性がそれぞれの個性をもとに、能力を開花させ、向上させることができるよう、国は実効性のある政策をとらなければなりません。

第4条 差別とならない特別措置（ポジティブ・アクション）

この条約では、どんな時も、どんな場所でも、性別による、あらゆる差別をなくすことをうたっています。差別の状況を解消するために、この条文では、例外として女性に対して積極的に参加する機会を提供するよう暫定的な特別措置を認めています。これはポジティブ・アクションといわれるものです。

第5条 役割に基づく偏見等の撤廃（差別をするような考え方や偏見はいけません）

「男は仕事、女は家庭」といった性によって役割を固定化する考え方をやめて、一人ひとりが、個人の生き方を選べる社会をつくるために、国は適切な措置をとらなければなりません。この考え方は、世界の共通認識であり、この条約の中心理念です。

第6条 売買・売春からの搾取の禁止（女性の売買・売春を禁じます）

この条文は、売買、また、本人が同意しているかどうかに関係なく、売春させて利益を得る行為を禁じています。例えば、売春をあっせんしたり、売春をする場所を提供することも許されません。

第7条 政治的・公的活動における平等（政策決定の場へ、平等に参画する権利があります）

この条文は、女性が男性と同じように、投票したり、立候補したりする権利、政治や公の場所で重要な役目を担う権利を、国が確保することを求めています。政治でも日常的な生活の中でも、女性が男性と同じように意見を表明する権利を確保しなければなりません。

第10条 教育における差別の撤廃（教育の場で、差別があってははいけません）

この条文では、あらゆる教育の場において、国が男女の平等を確保することを求めています。女性にはどんな時でも、男性と同じ教育を受ける権利が保障されなければなりません。また、都市にいても農村にいても、職業のためのトレーニングを受けたり、学校で教育を受けたりする同一の権利が保障されなければなりません。

第11条 雇用における差別の撤廃（働く場で、差別があってははいけません）

会社が人を雇うとき、男女の区別によって採用を決めてはいけません。この条文は、女性と男性の雇用の機会の平等が保障されています。もちろん、昇進、給料、社会保障、有給休暇など、すべての労働にかかわる権利が男女平等に確保されなければいけません。

平成24年度 笠間市男女共同参画市民意識調査の結果について

調査対象：笠間市内に住む20歳以上の男女

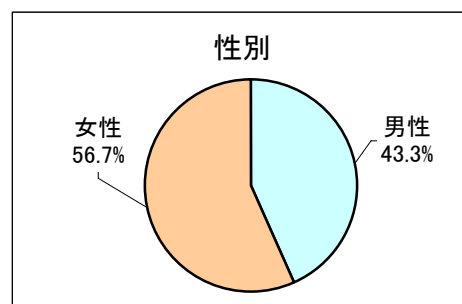
対象者数：2,000人

抽出法：笠間市の住民基本台帳から2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送による配布、回収

調査期間：平成24年5月10日～6月22日

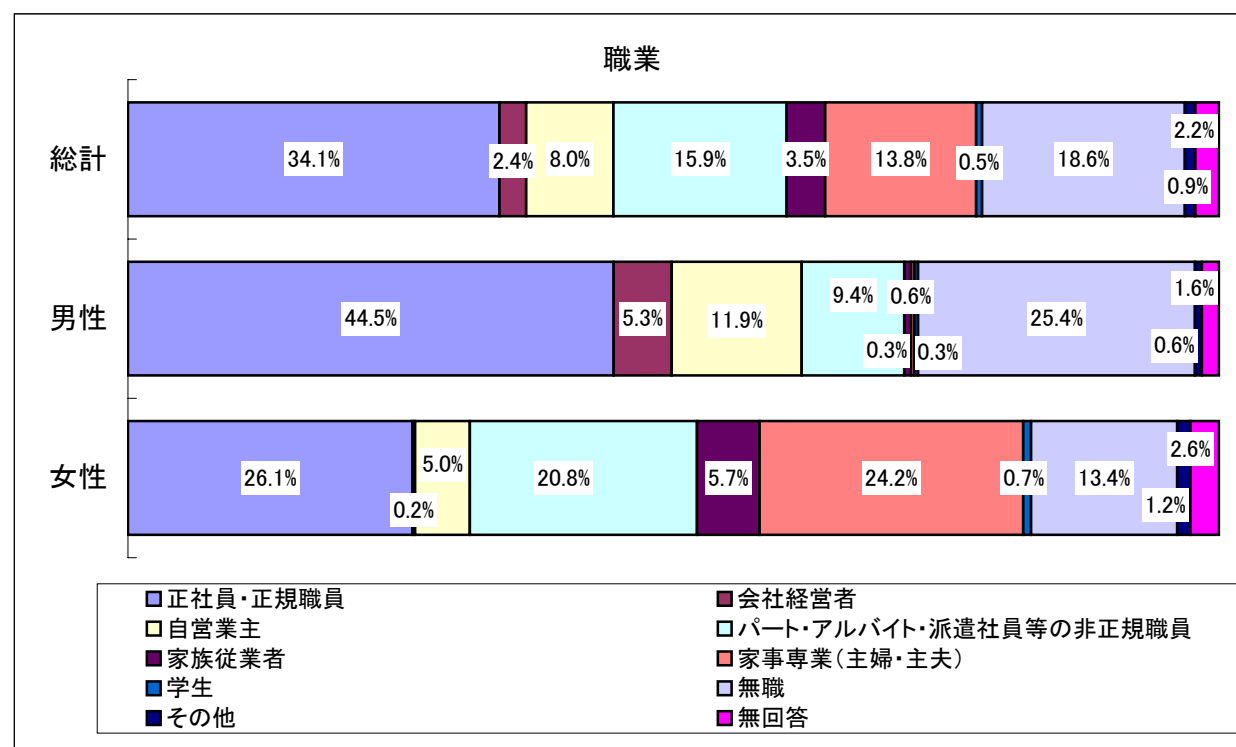
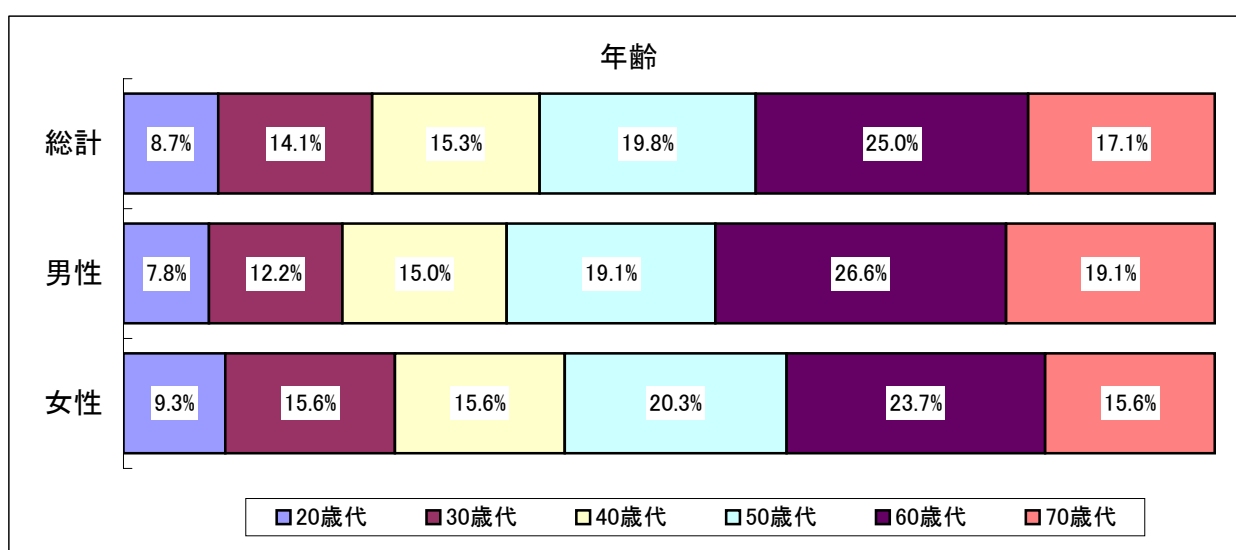
回収数：737人（回収率36.9%）



※前回調査は平成18年に実施しました。

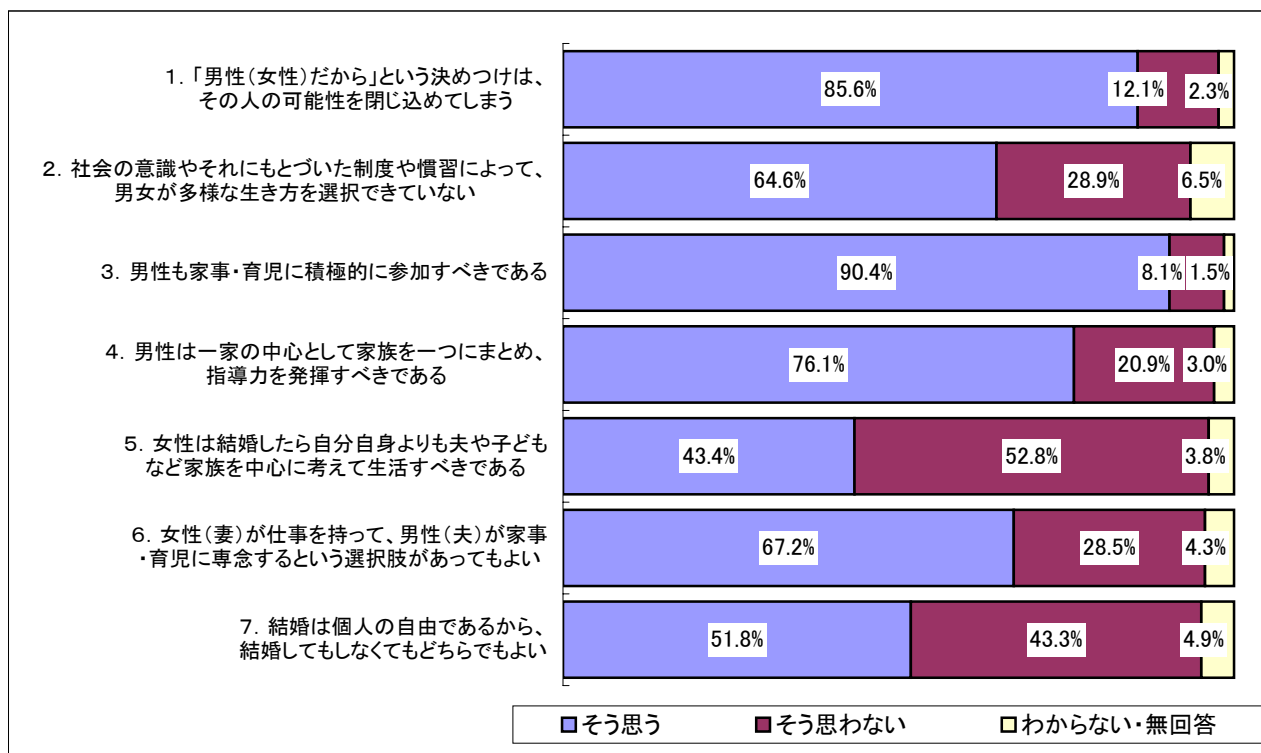
※百分率の内訳数値は、四捨五入の結果、合計が100%にならない場合があります。

※複数回答の集計結果を表すグラフの場合、「%」は、選択肢の構成比を表すものではなく、回答のあったサンプル数に対する割合を表します。そのため、合計が100%を超える場合があります。



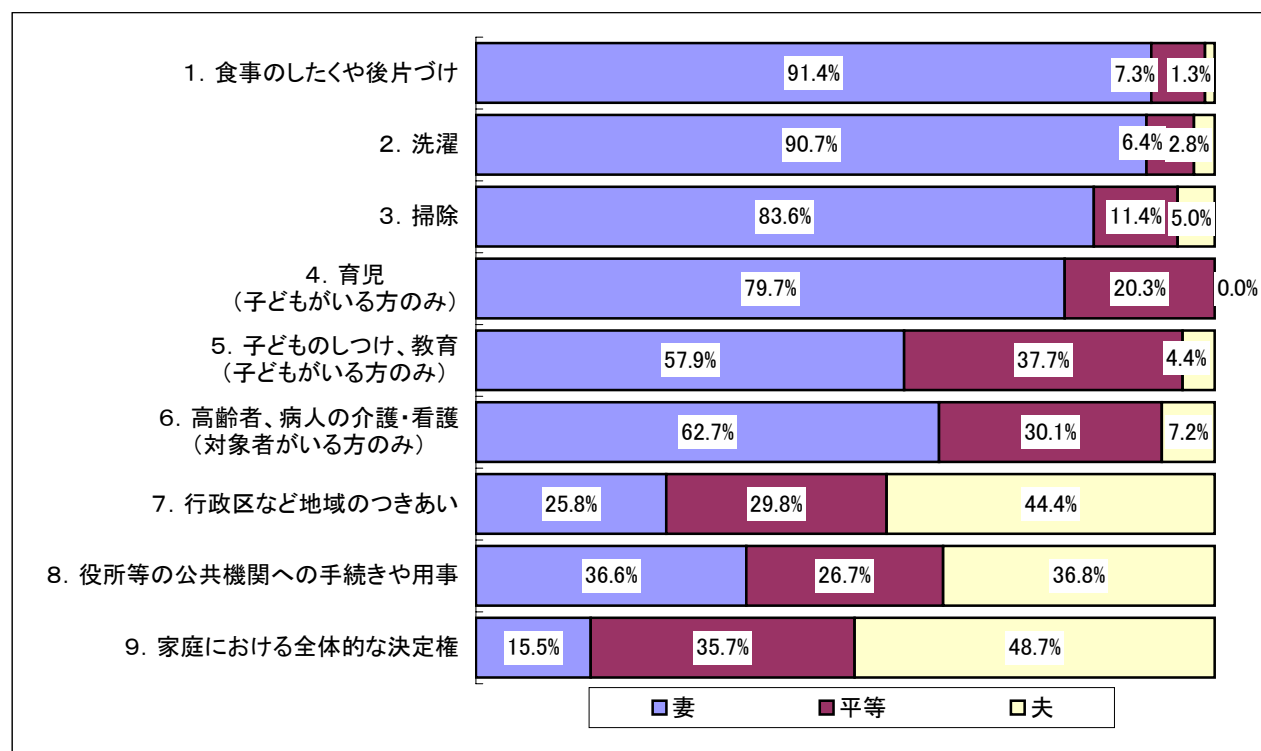
【問１】 男女の生き方や家庭生活などに関する考え

男女ともに、男性のあるべき姿、女性のあるべき姿を決めてしまう意識は、この5年間で薄れていきます。「男性だから、女性だからという決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」と思う割合は、前回調査と比べて5.1ポイント高くなっています。



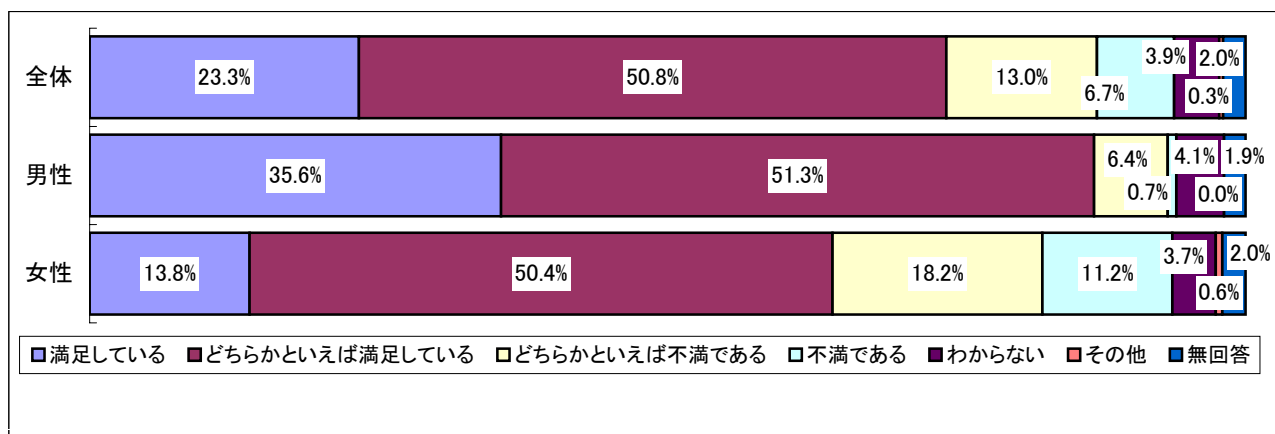
【問２】 家庭における夫婦の役割分担

前回調査と比べて、どの項目においても平等と回答した割合は増えており、特に、育児では3.4ポイント、高齢者、病人の介護・看護では10.1ポイント伸びています。しかし、食事のしたくや片付け、洗濯、掃除、育児については、約8割の方が妻の役割と回答しており、依然と高い傾向にあります。



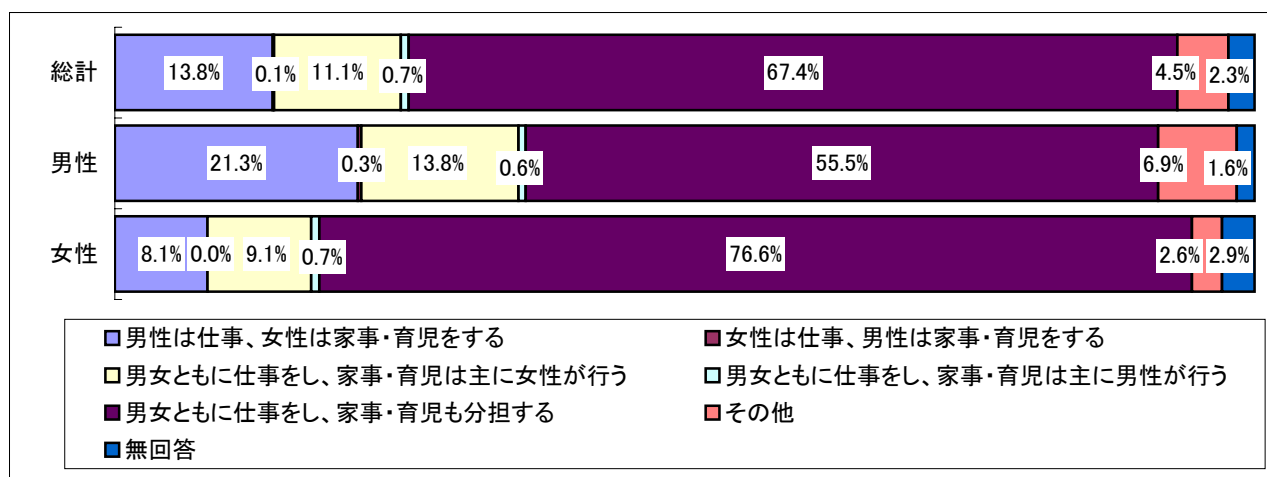
【問3】 家庭内での夫婦の役割分担についての満足度

満足していると回答した男性は86.9%、女性は64.2%と22.7ポイントの差があり、女性のほうが家庭内の役割分担で不満を感じている傾向が強くなっています。



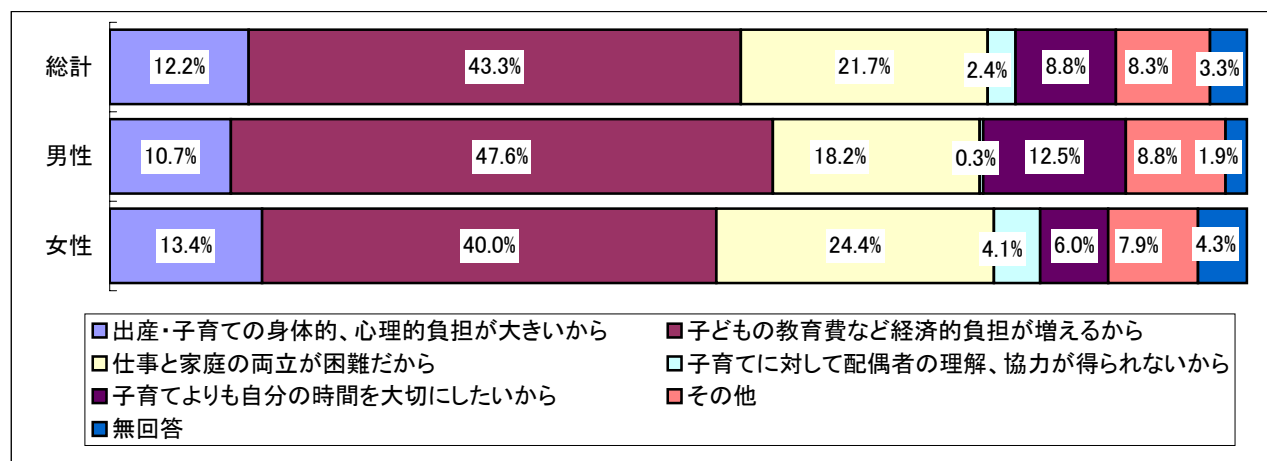
【問4】 男女の役割分担のあり方

「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」と回答した割合は男女ともに最も高く、特に女性のほうが前回調査と比べて10.2ポイント伸びています。男性は変化が見られず、依然として「男性は仕事、女性は家事・育児」と回答した割合が高くなっています。



【問5】 少子化の理由

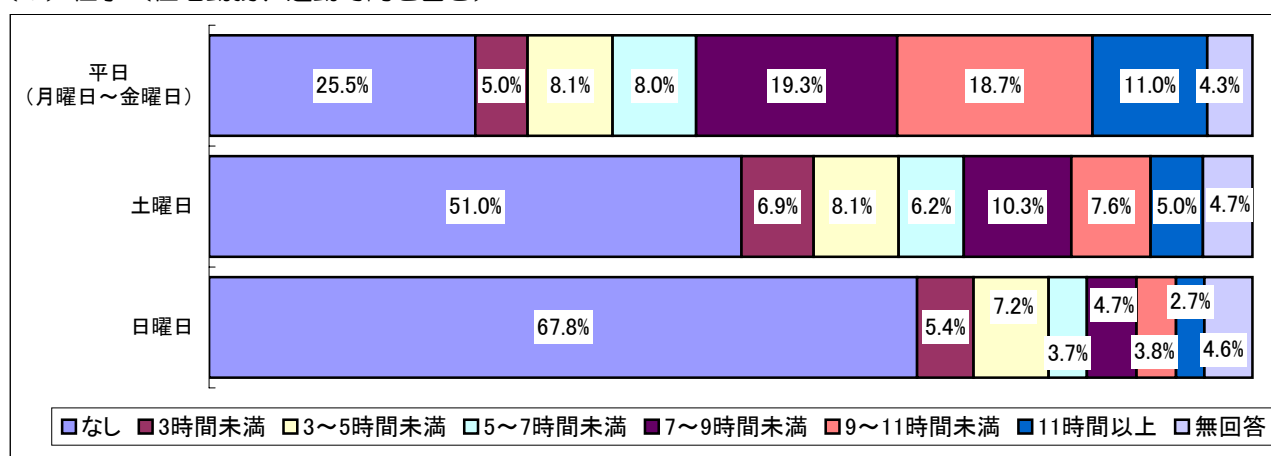
男女ともに、「子どもの教育費など経済的負担が増える」、「仕事と家庭の両立が困難」であることを理由にあげています。



【問6】 1日のうちで仕事、家事、趣味やボランティアに要する平均時間

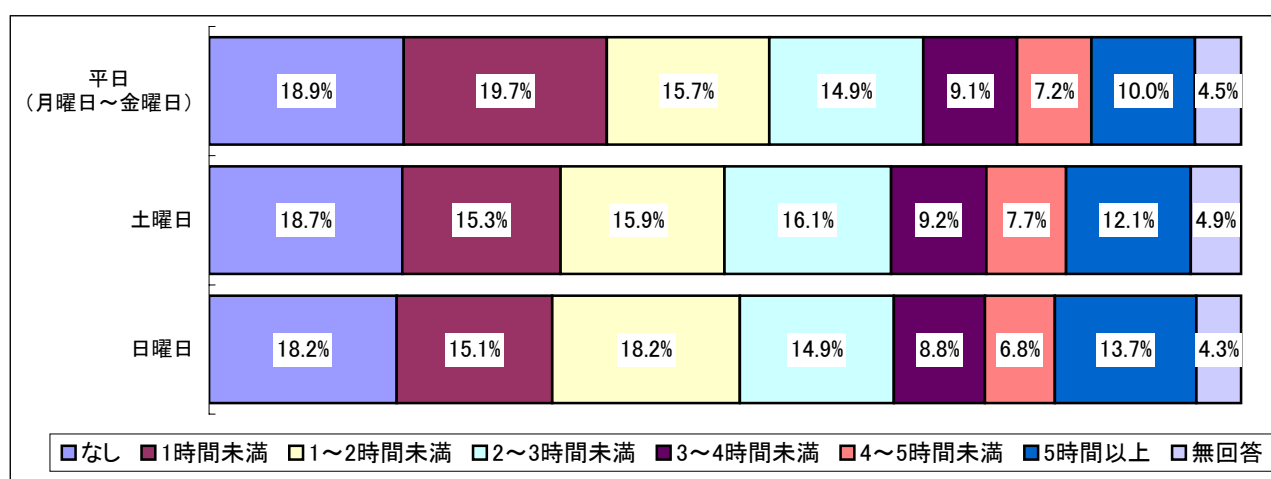
平日の仕事時間が平均して9時間以上と回答した割合は、全体で29.7%であり、性別で見ると男性は42%、女性は20.4%であり、女性よりも男性の労働時間が長い傾向にあります。

(1) 仕事（在宅勤務、通勤時間を含む）



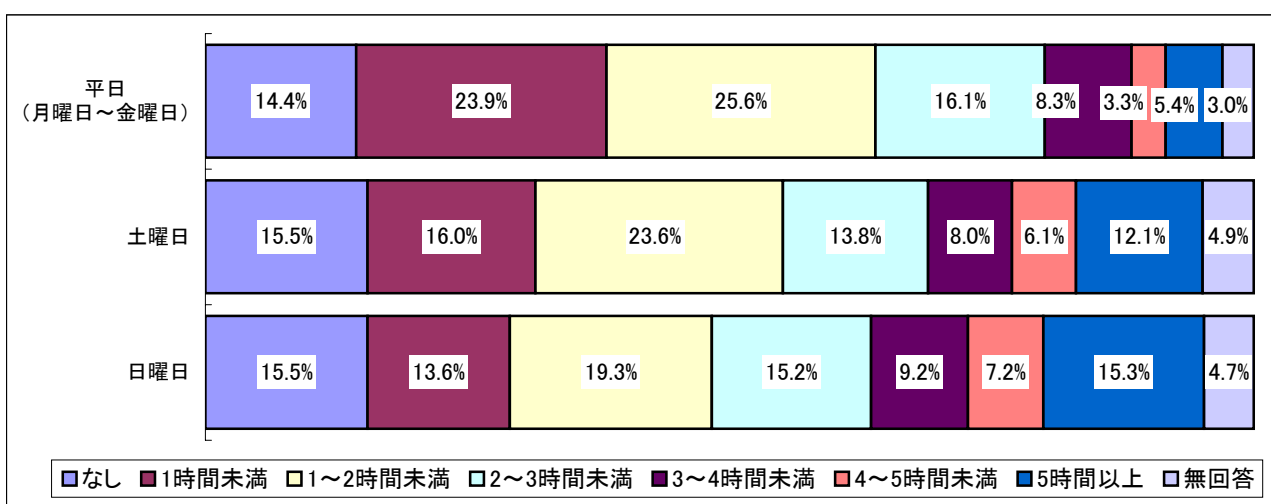
(2) 家事（育児・介護含む）

平日の家事が1時間未満の割合は全体で38.6%であり、性別で見ると男性は67.8%が1時間未満と回答しており、家事の大部分は妻が担っている状況です。



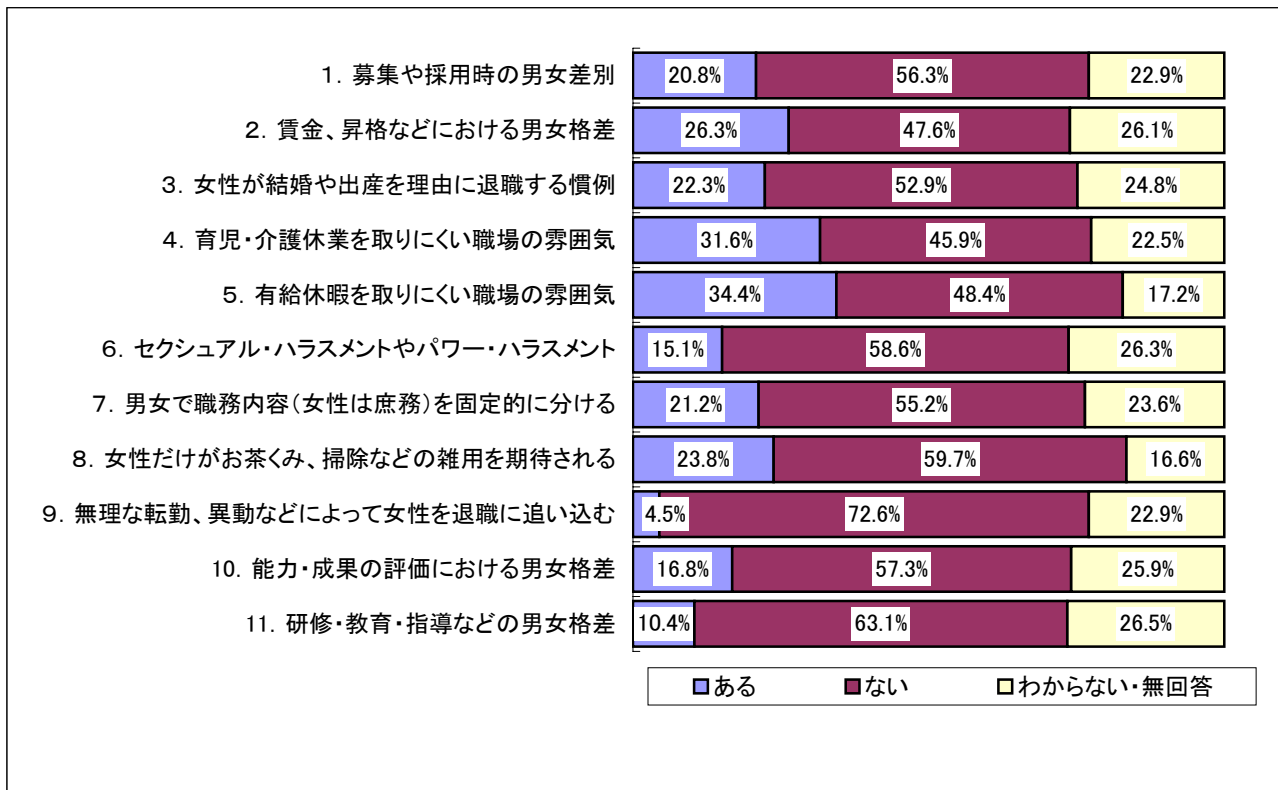
(3) 趣味や学習、ボランティアなどの自分の時間

男女ともに平日、土曜日は1時間以上2時間未満と回答した割合が高く、日曜日は男性は5時間以上、女性は1時間から2時間未満と時間の使い方に違いが現れています。



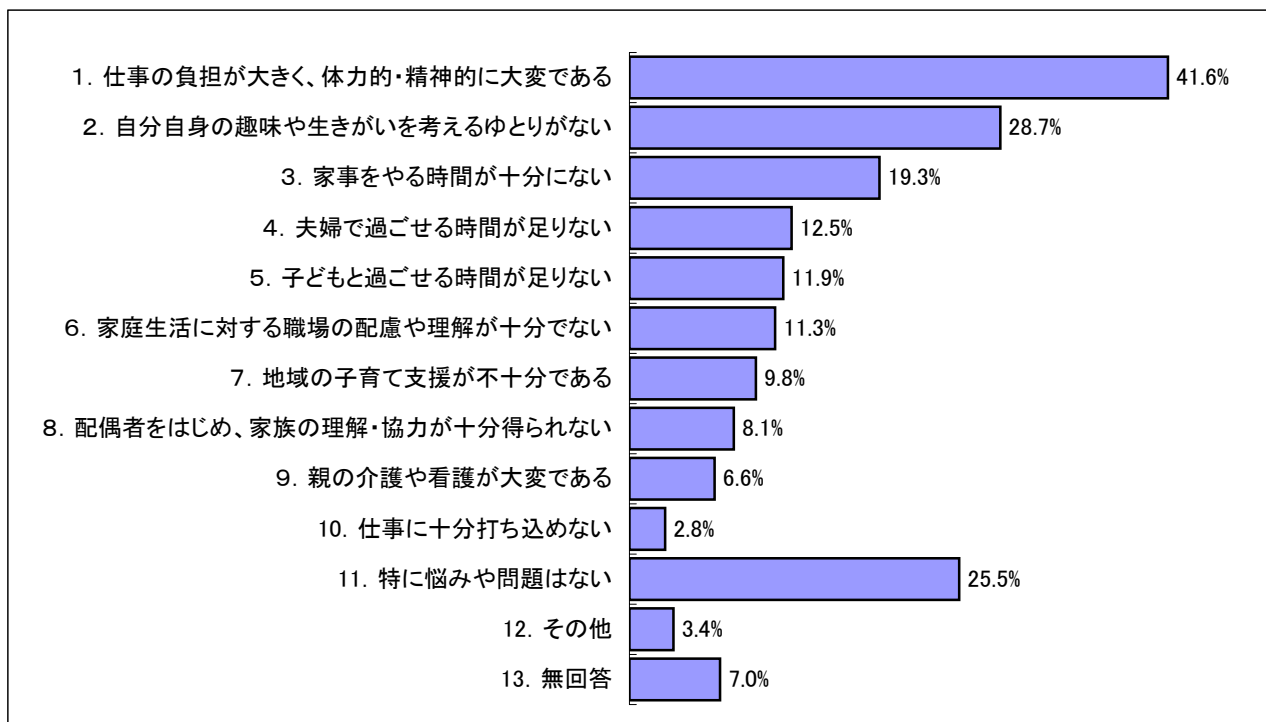
【問7】 職場での男女格差や問題点

前回調査と比較すると、職場における男女格差や差別は「ない」と回答した割合が高くなっており、職場の男女平等の考え方が進みつつあります。しかし、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、6.4ポイント増えています。



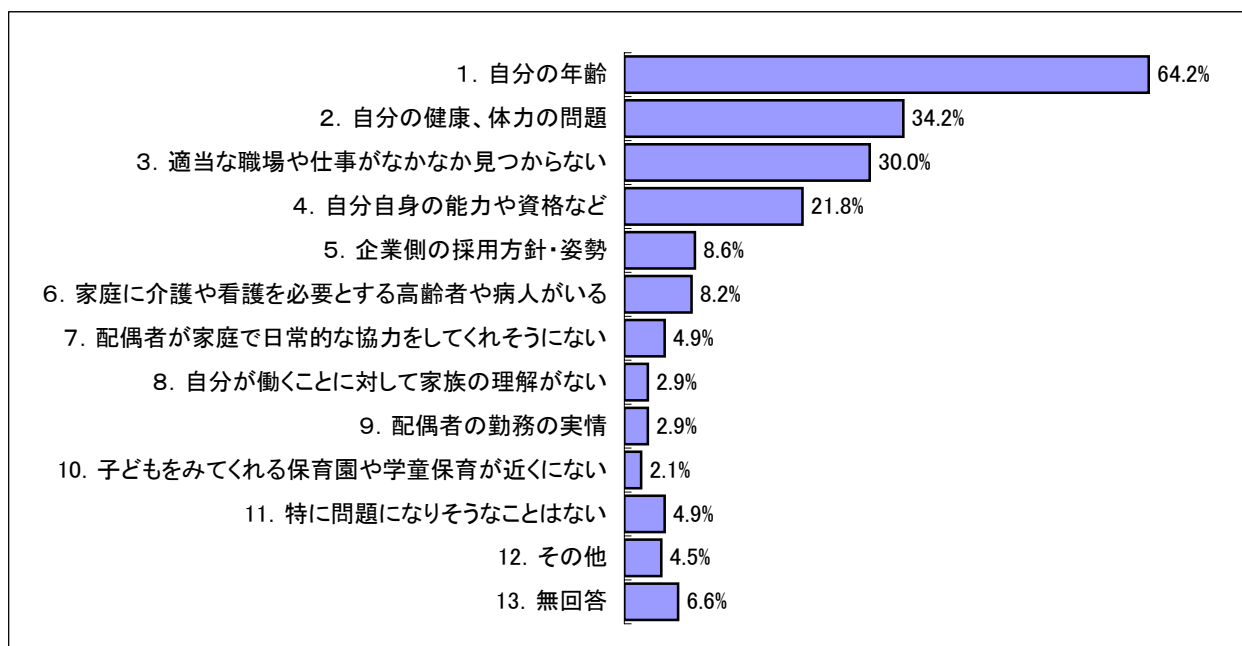
【問8】 仕事と生活（家庭生活や地域活動など）を両立させる上での悩み、問題点

「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が41.6%と最も高く、前回調査と比較しても、6.1ポイント伸びています。また、「家庭生活に対する職場の配慮や理解が不十分」、「家族の理解が得られない」を理由にあげた割合も高くなっています。



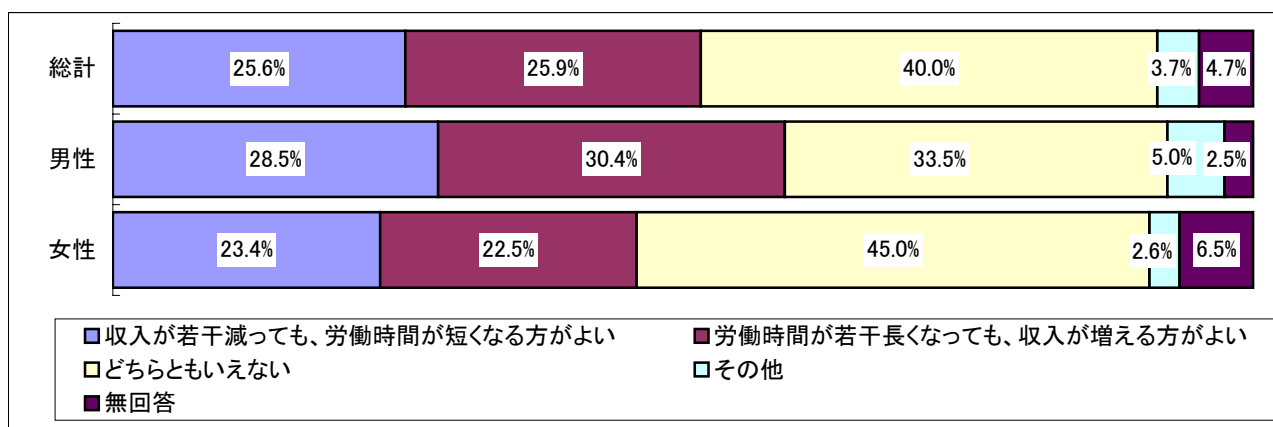
【問9】 今後、仕事を始める上での問題点

「自身の年齢」と回答した方が最も多く、前回調査と比べて23.4ポイント伸びています。また、「家庭に介護や看護を必要とする人がいる」と回答した方の割合も高くなっています。



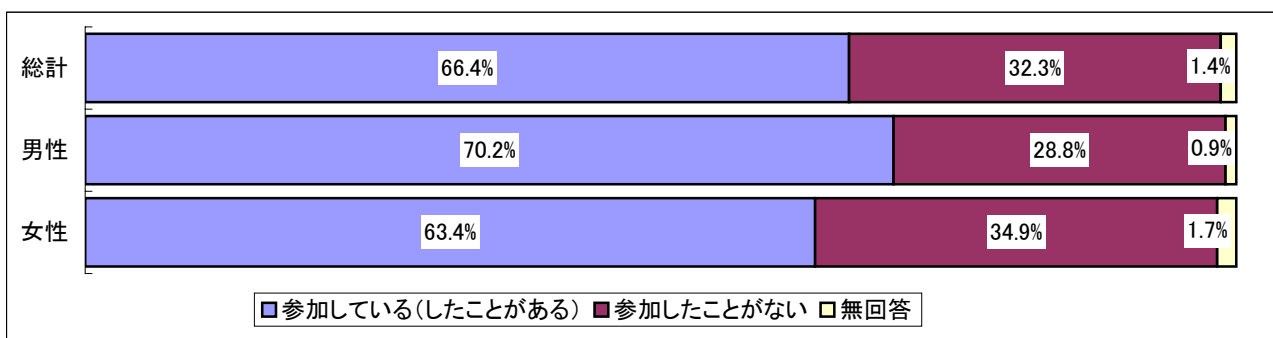
【問10】 収入と労働時間との関係

「どちらともいえない」と回答した方の割合が最も高くなっています。しかし、前回調査と比べて「収入が若干減っても労働時間が短くなる方がよい」と回答した割合が、男性は6.7ポイント、女性は4.2ポイント伸びています。



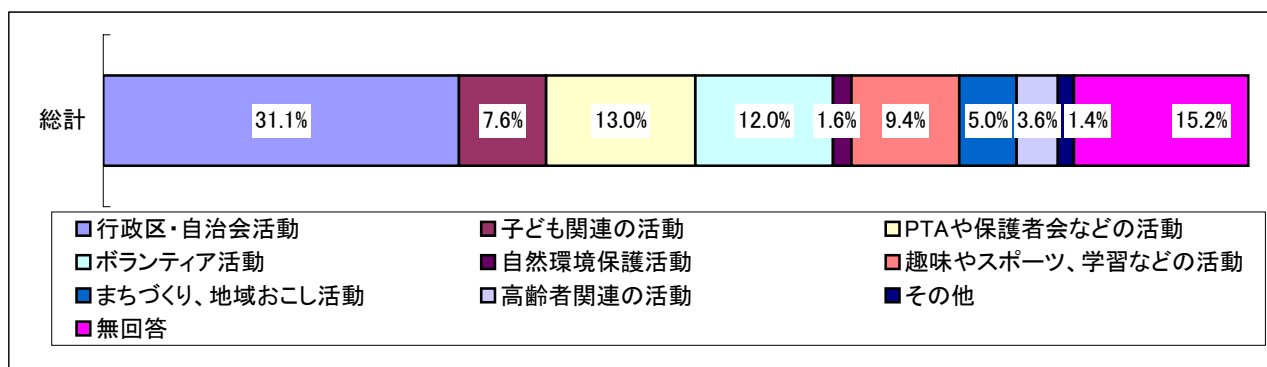
【問11】 地域活動に参加した経験の有無

男女ともに地域活動への参加経験があると回答しています。



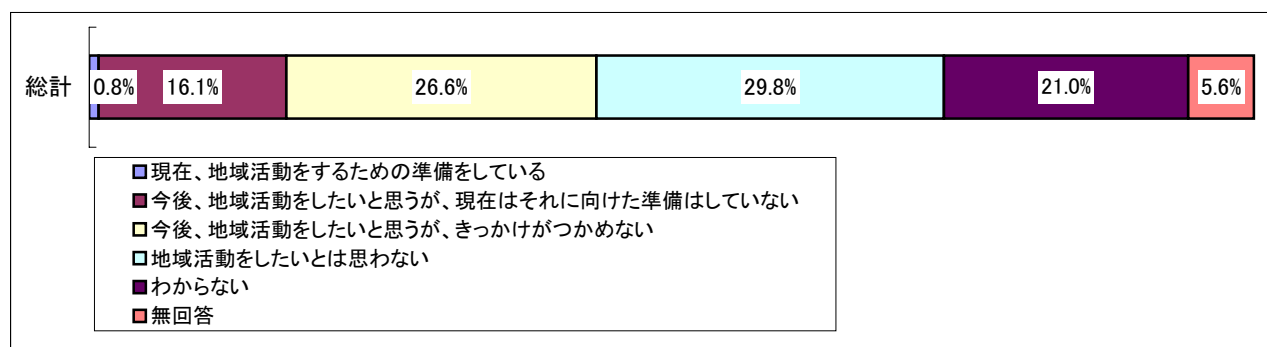
【問１１－１】 地域活動の内容（地域活動の経験がある方）

行政区や自治会活動が最も多く、次いでPTAや保護者会、ボランティア活動となっています。



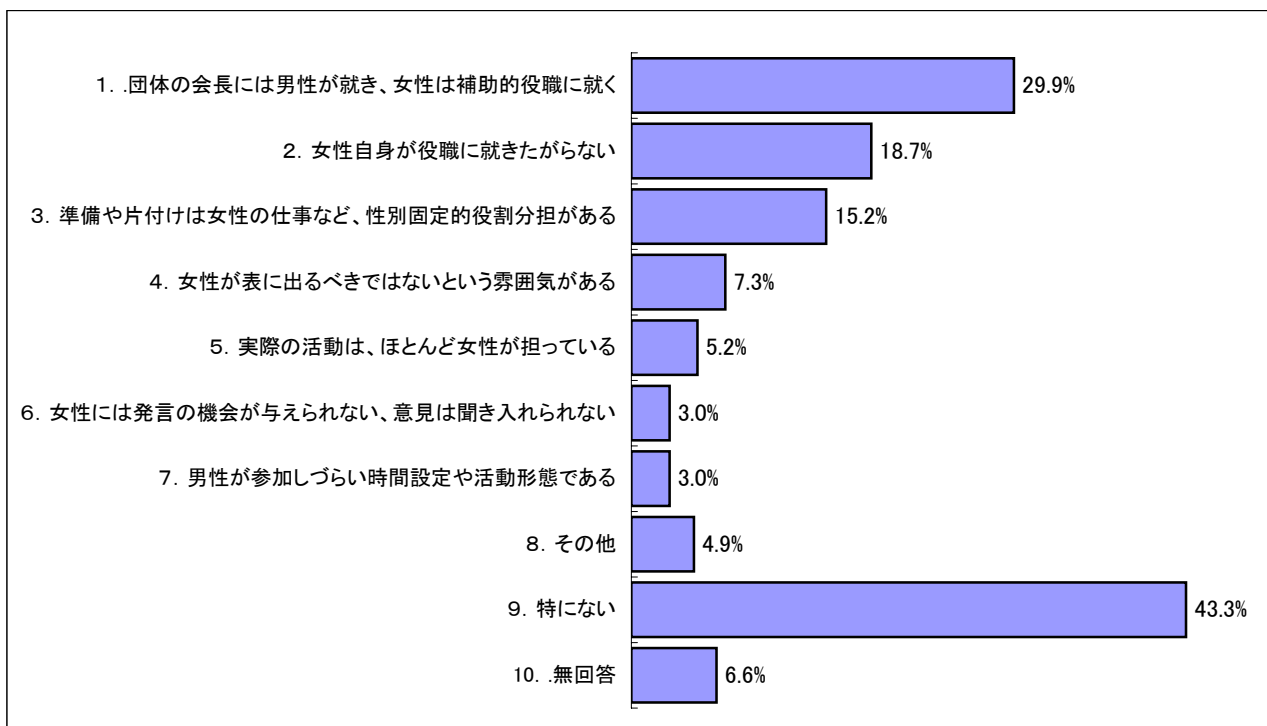
【問１１－２】 地域活動への考え（地域活動経験の無い方）

地域活動を行いたいと考えている人のうち、26.6%の人は、きっかけがつかめないと回答しています。



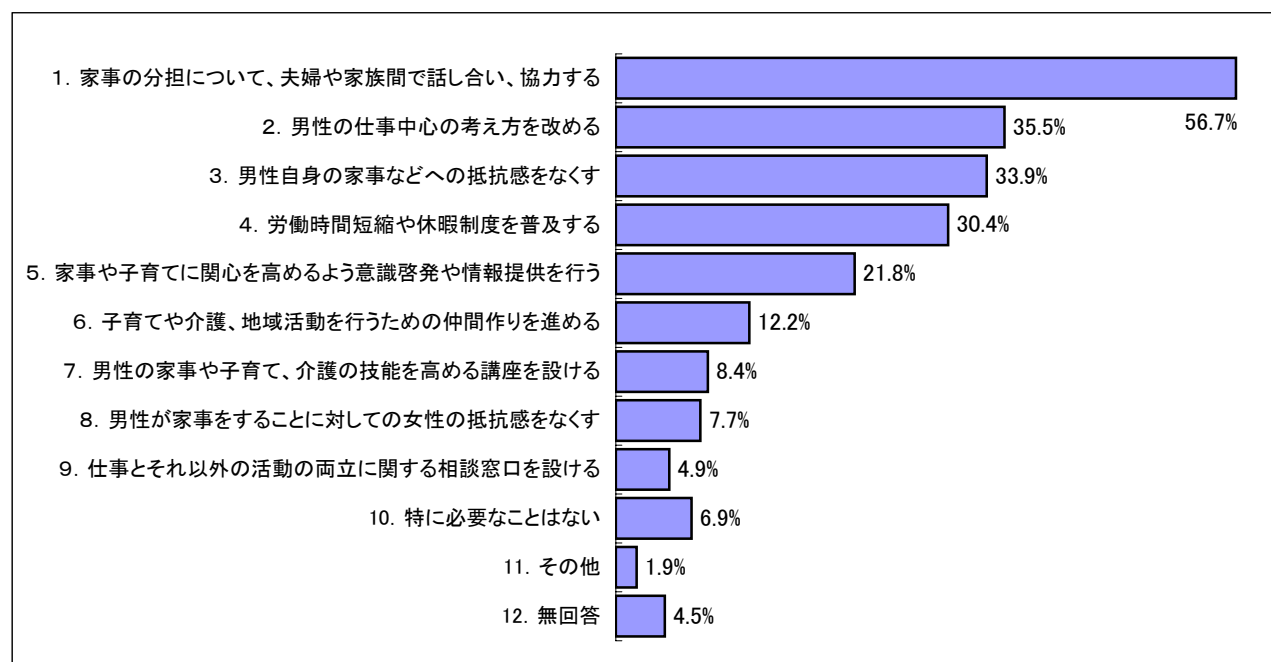
【問１２】 地域の慣習や慣行

地域の慣習や慣行は根強く残っていますが、前回調査と比較すると、特に無いと回答した方の割合は、8.4ポイント伸びており、地域における慣習や慣行が徐々に薄れていると考えられます。



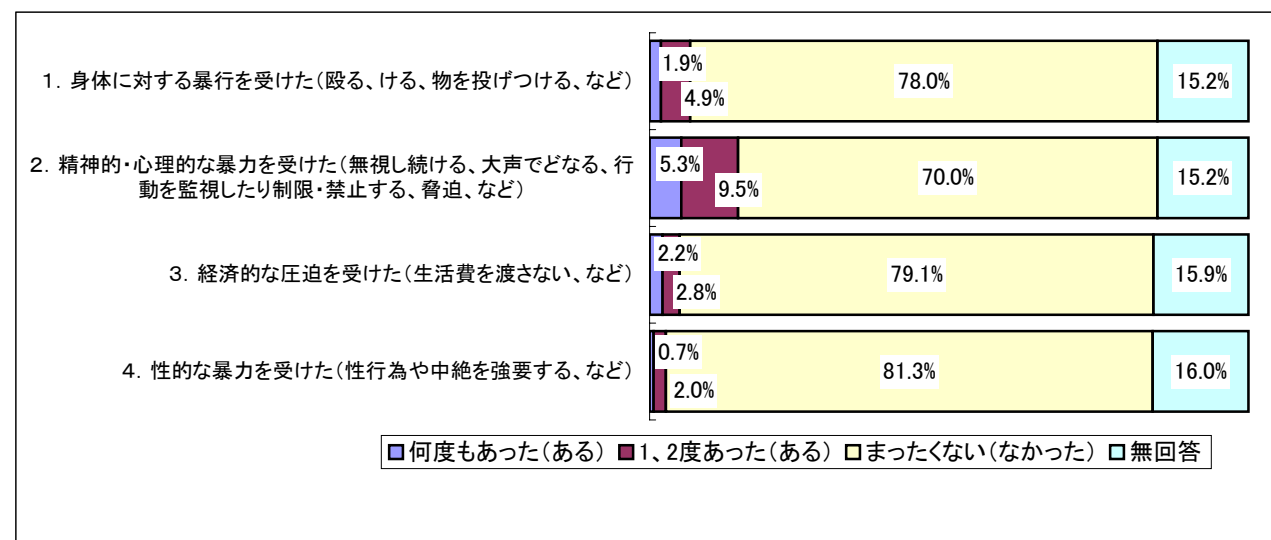
【問13】 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

「家事の分担について夫婦や家族間で話し合い協力する」が最も多く、次に「男性は仕事中心の考え方を改める」となっています。前回調査と比べると、子育て、介護、家事、地域活動への参加を促すための意識啓発が必要と回答している割合が伸びています。



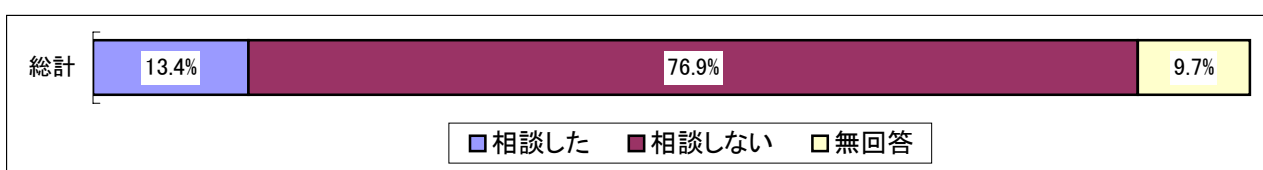
【問14】 過去5年間における配偶者・パートナー・恋人からの暴力

前回調査と比較すると、暴力を受けた方の割合にあまり変化は見られないが、男女別で比べると、女性に対しての精神的・心理的な暴力が1.1ポイント、経済的な圧迫が1.3ポイント増えています。



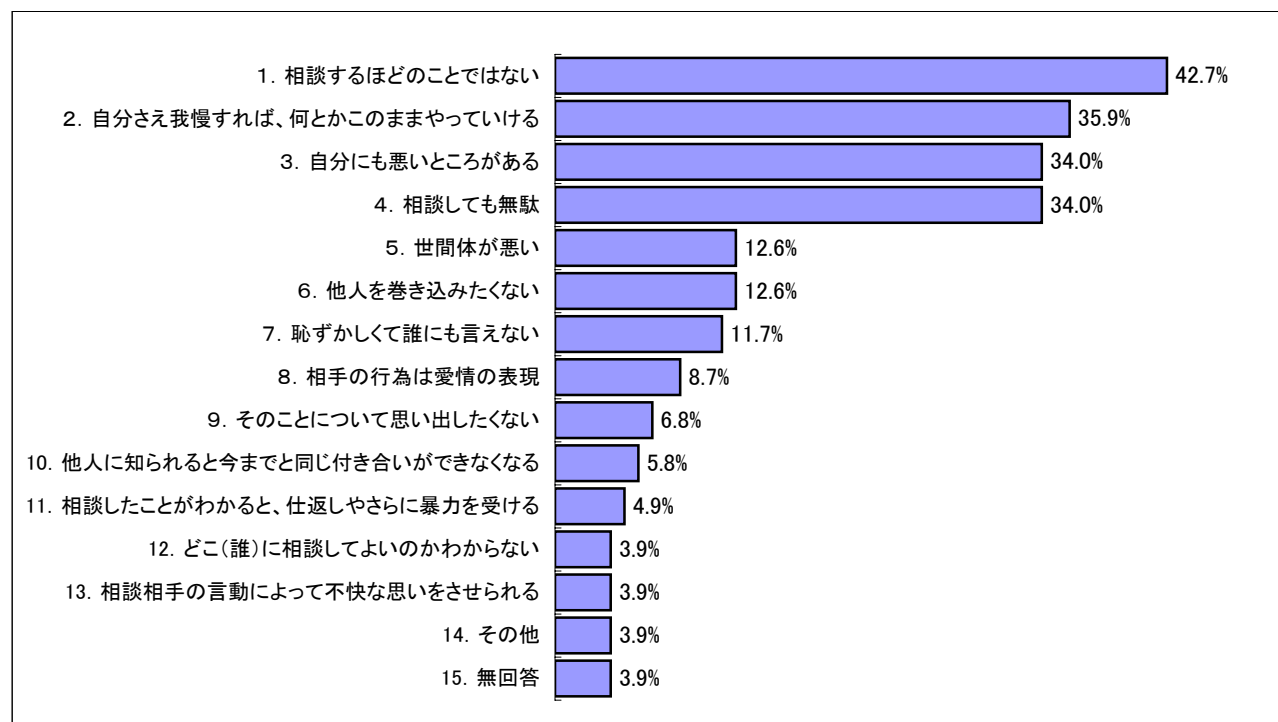
【問15】 配偶者・パートナー・恋人からの暴力についての相談

前回調査と比較すると、相談した方の割合は5.8ポイント高くなり、特に女性からの相談は6.2ポイント伸びました。しかし、約8割の方が相談しないと答えています。



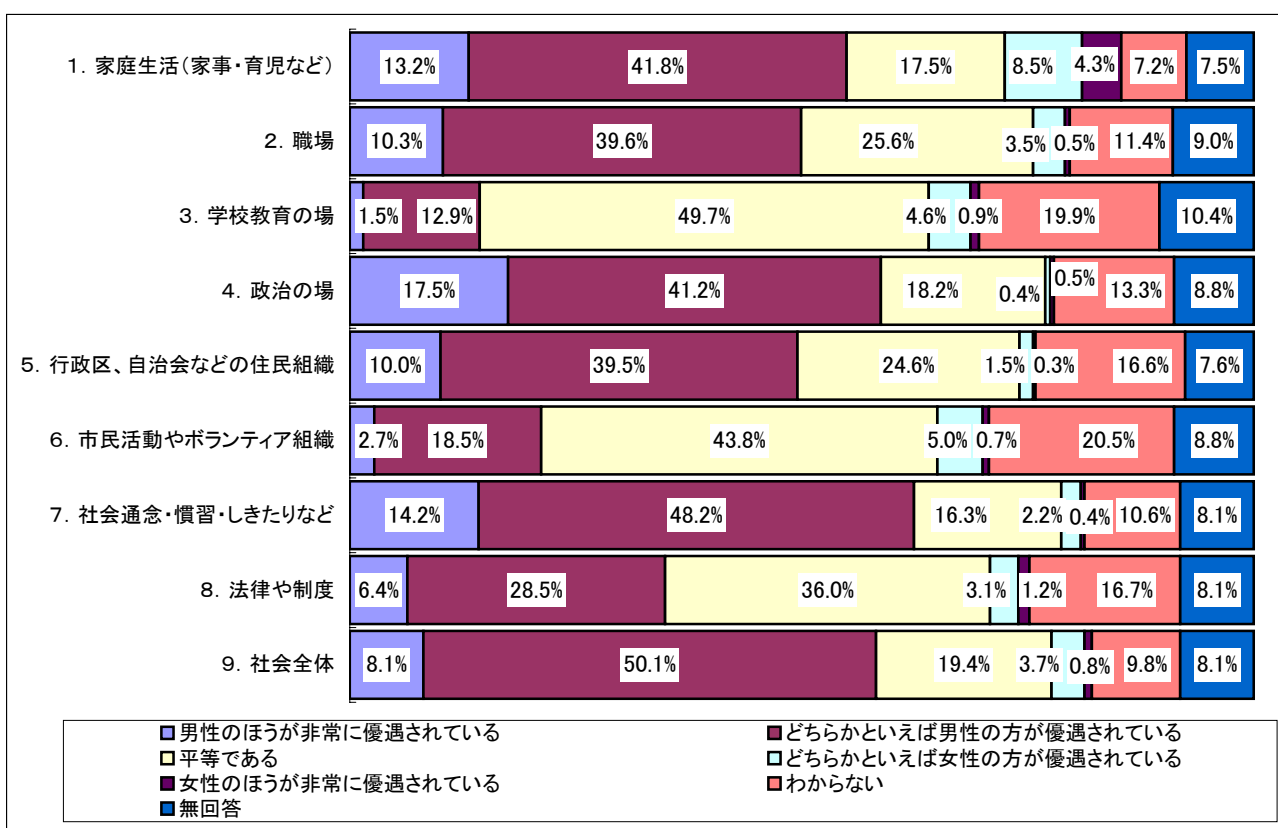
【問１６】 相談をしなかった理由

「相談するほどのことではない」が最も多く、前回調査と比較すると20.5ポイント増えています。反対に、「自分さえ我慢すればよい」、「自分にも悪いところがある」「相談しても無駄」を理由にあげた方の割合は減少しています。



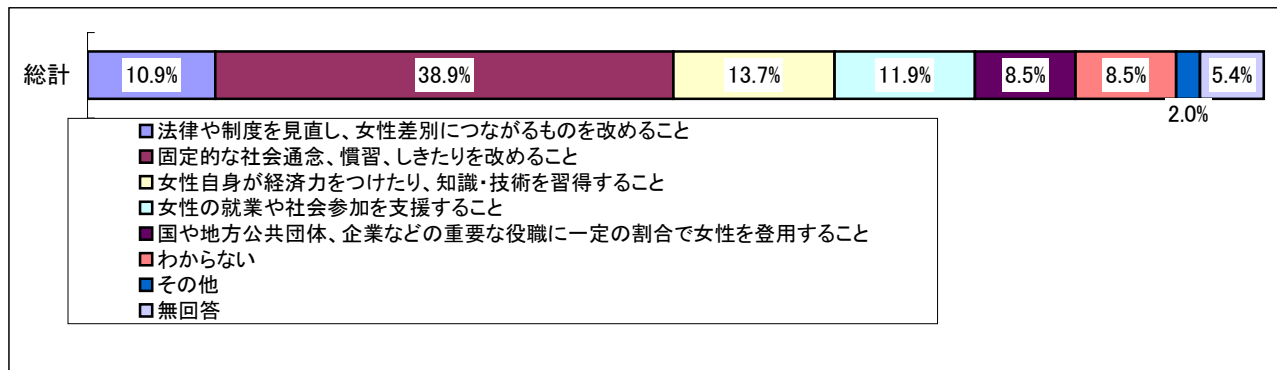
【問１７】 男女の地位の平等感

「学校教育の場」、「市民活動やボランティア組織」、「法律や制度」では平等と感じている割合が高く、その他の分野においても、前回調査と比べて平等と感じる方の割合が伸びています。しかし、依然として「男性が優遇されている」の割合は高くなっています。



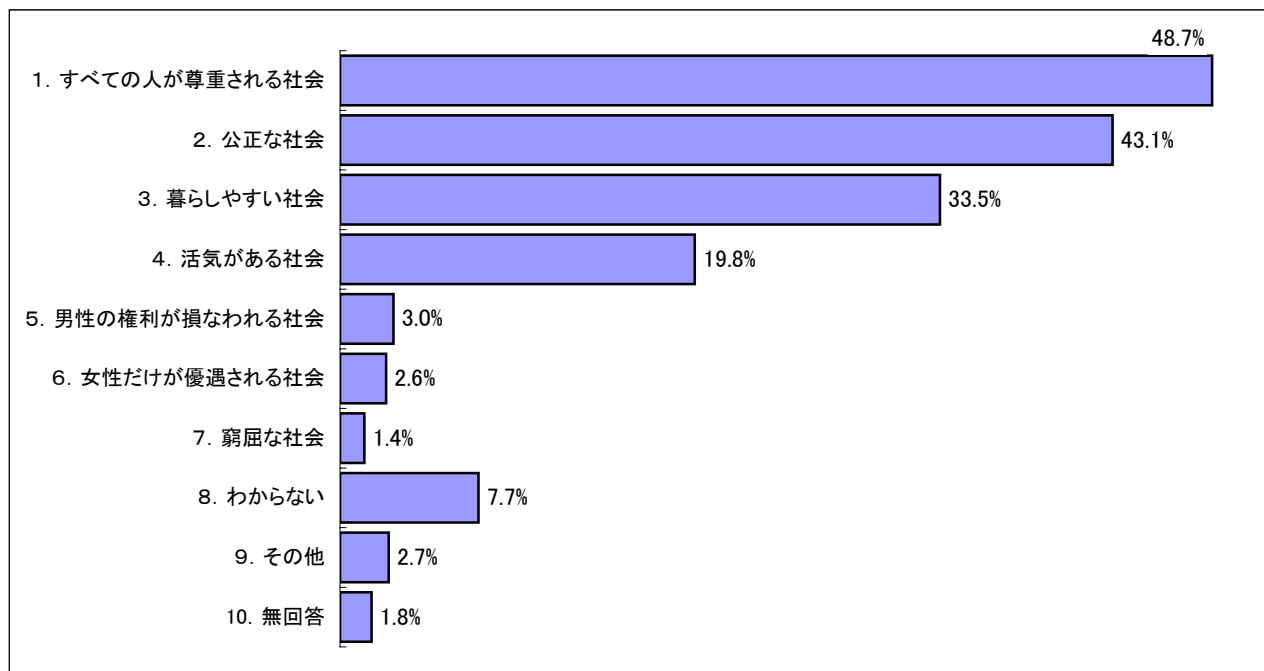
【問１８】 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要こと

法律や制度を整えることよりも、「固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」ことが、男女平等につながると考えています。



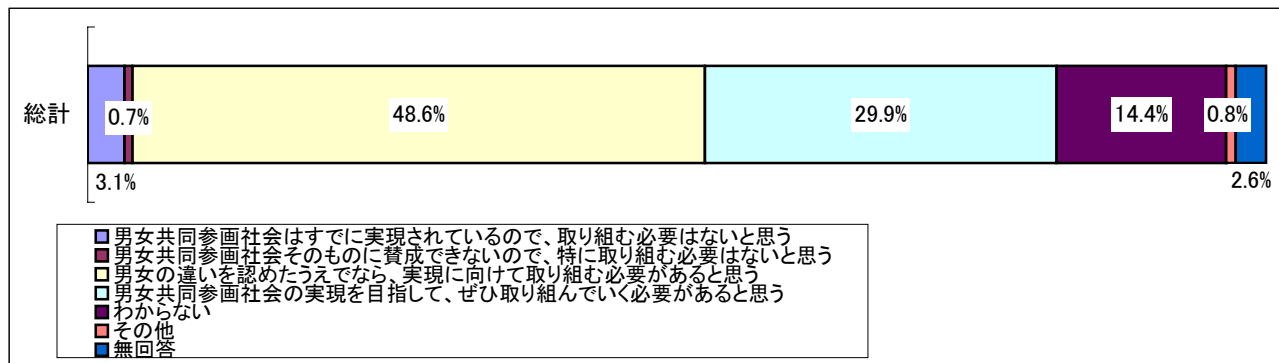
【問１９】 「男女共同参画社会」のイメージ

前回調査結果と同様に 「すべての人が尊重される社会」と回答した人の割合が最も高くなっています。



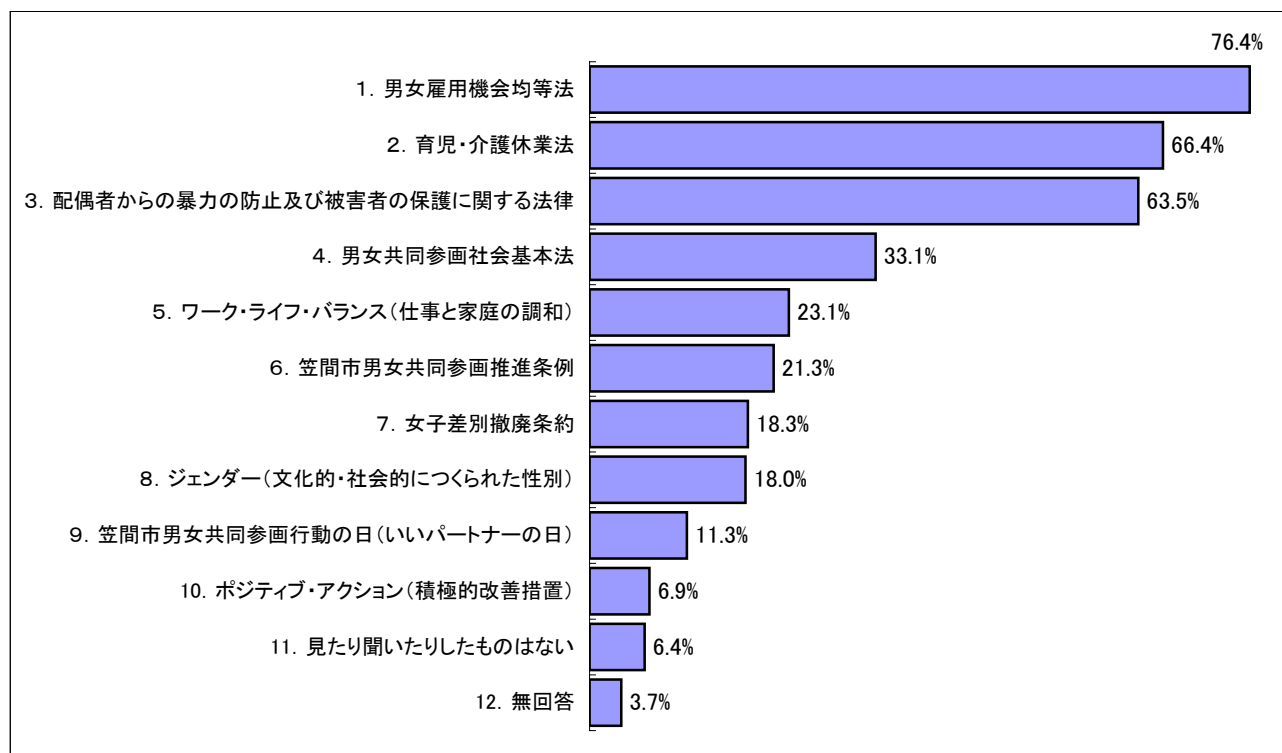
【問２０】 男女共同参画社会の必要性

男女共同参画社会を実現するための取組が必要と考えている人は全体の約8割であり、特に男女の違いを認めた上での取り組みを求めています。



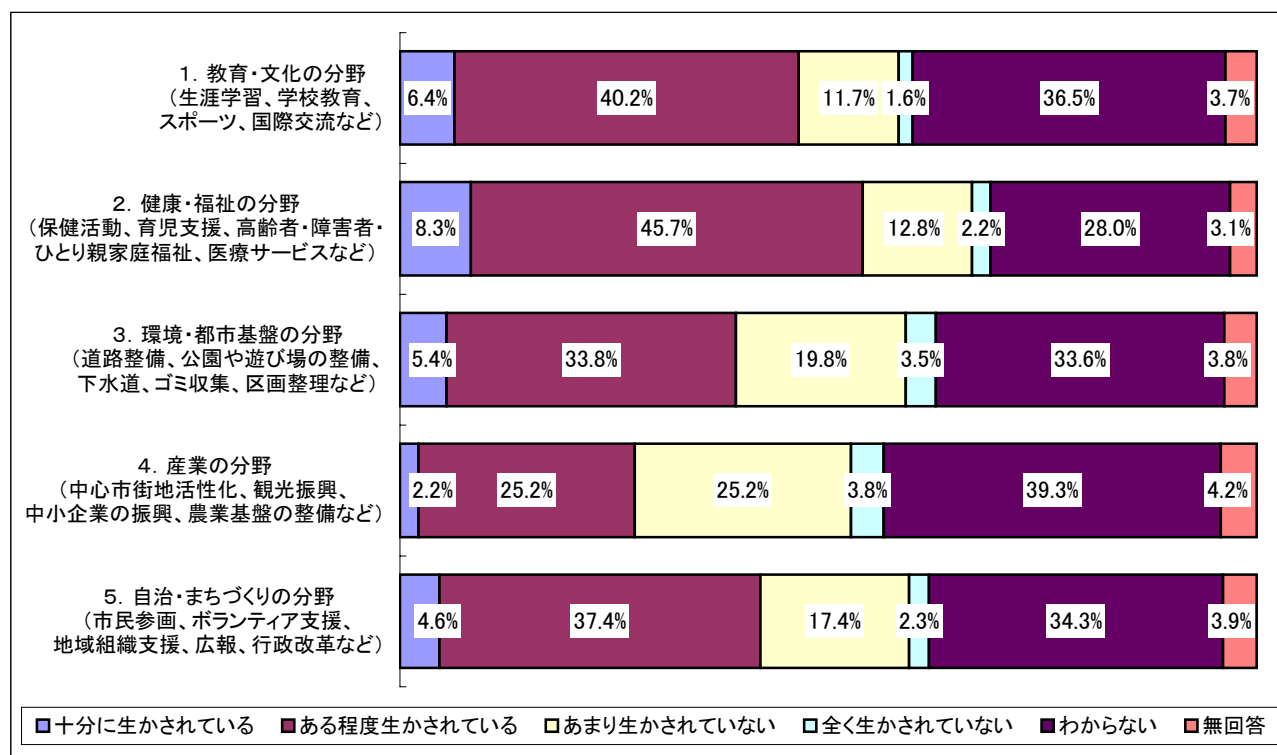
【問２１】 次の言葉や取組みの中で見たり聞いたりしたことがあるもの

前回調査と比較しても認知度は増えています。特にDV防止法は14.3ポイント、男女共同参画社会基本法は6.3ポイント、笠間市男女共同参画推進条例は7ポイント高くなっています。しかし、認知度は依然と低い状況にあります。



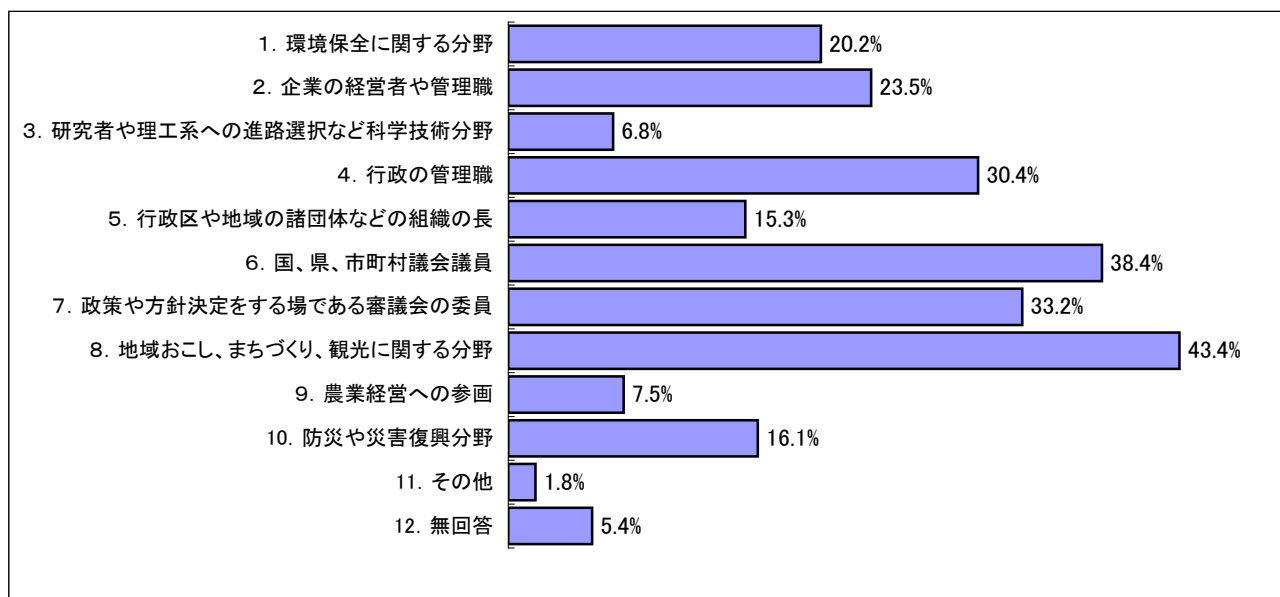
【問２２】 市政分野における男女共同参画の視点

前回調査と比較すると、それぞれの分野で「生かされている」の割合は高くなり、特に「健康・福祉の分野」では、5.2ポイント伸びています。しかし、「生かされていない」、「わからない」の割合も高く、今後も男女共同参画の視点を取り入れた市政運営を進める必要があります。



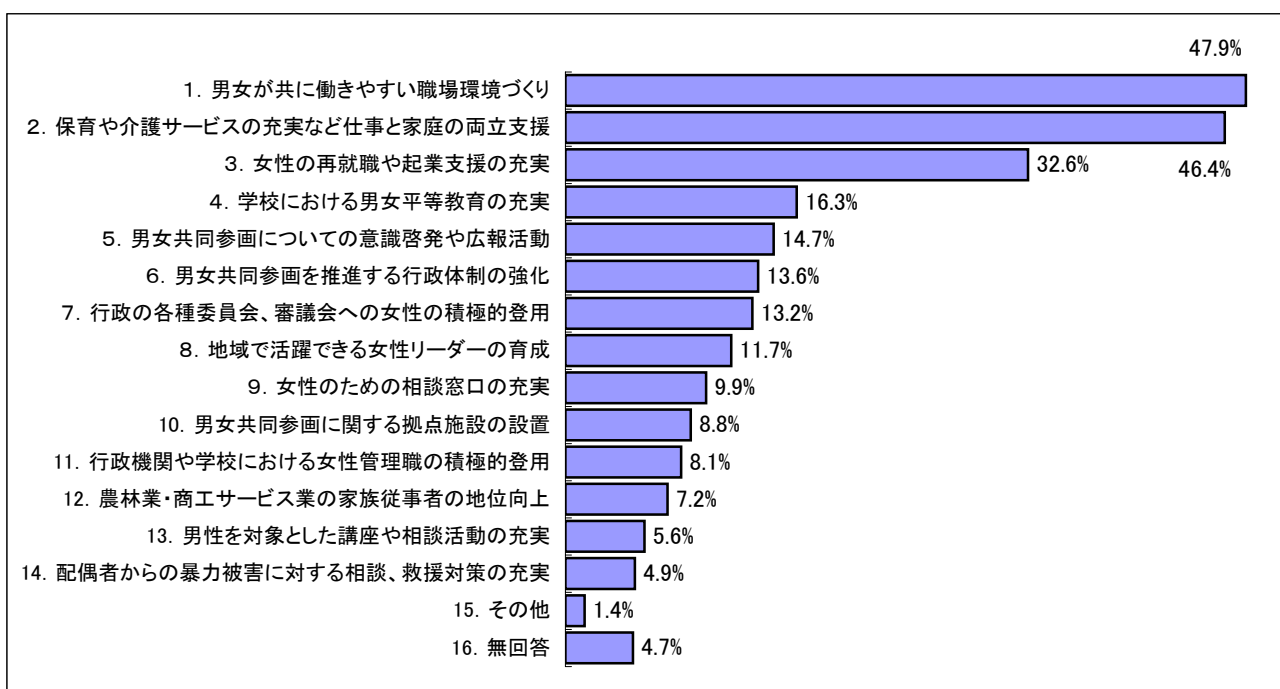
【問23】 女性の進出や登用が必要となる分野

まちづくりや観光の分野が最も高く、次に国や県、市町村の議員、政策や方針を決定する審議会委員となっています。行政の管理職にも女性の登用が求められています。



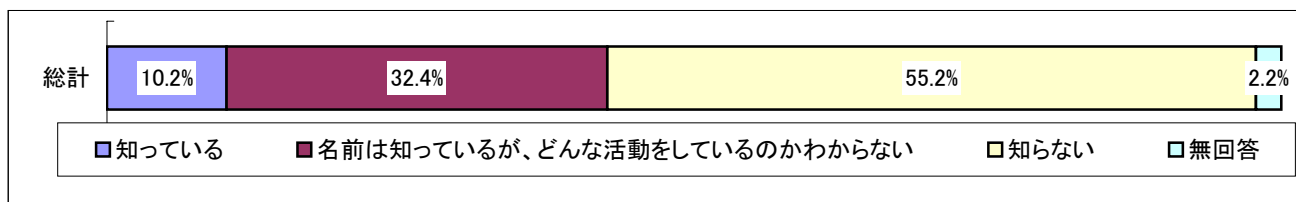
【問24】 男女共同参画社会の実現に向けて必要な施策

男女が共に働きやすい職場づくり、仕事と家庭の両立、女性の再就職や起業への支援などが求められています。また、前回調査と比較すると、女性の相談窓口の充実、女性リーダーの育成、行政機関や審議会等への女性の登用などを求める割合が高くなっています。



【問25】 笠間市男女共同参画推進連絡協議会の認知度

平成19年に設立し7年目になるが、55.2%の人が知らないと回答しています。



笠間市男女共同参画推進作品コンクール最優秀賞作品の紹介 ポスター

【平成18年度】

小学生の部



【平成20年度】

小学生の部



中学生の部



中学生の部



高校生の部



高校生の部



標語・三行詩

【平成十八年度】

中学生の部

目をそらさずに 手をさしのべて 男女共同参画

高校生・一般の部

あなたの力 私の力 合わせて輝く 互いの力

【平成十九年度】

小学生の部

あらいもの、母があらって、父がゆすいで 私がふく

中学生の部

お母さん、洗いものしないでウトウトしてる。お父さん、こっそり静かに洗いもの、なかなかやるじゃん、お父さん

高校生・一般の部

男性や女性の特性を、家庭や職場地域で十分発揮、共にかみあう共同参画社会

【平成二十三年度】

高校生・一般の部

変えようよ 男女差別の 境界線



作文

【平成20年度】

小学生の部 みんな平等

ぼくは、最近サッカーを習い始めた。サッカーの試合に行って思った事があります。チームの中で、女子が男子といっしょにがんばってサッカーの試合をしている事です。キック力もあって、足も速くて、女子には、見えない感じだった。

女だから、女子チームでサッカーをやればいいのと思う人がいるかもしれないけど、ぼくは、とてもすごいと思った。男子に負けないで走って、ボールをおいかけていた。きっと、サッカーが好きなんだなと思った。ぼくもがんばってサッカーをうまくなれるように練習しようと思った。

もしもぼくが女子だったら、こんなにがんばってもあきらめてしまうかもしれない。まだぼくは、始めたばかりでうまくいかない事もたくさんあるけど、みんながんばっているから、ぼくも負けないで、やってみたいと思った。

今年の北京オリンピックでも、女子が、特にがんばっていたと思う。じゅう道やレスリングなど、男子のスポーツのような感じがしました。とても力があると思う。毎日の練習は、どんなふうにやっていたのだろう。すごい努力をしていたんじゃないのかと思う。

男だから、女だからじゃなくて、みんな一人の人間としてがんばっていると思った。ひとり、ひとりが自分の目標に向かっていくことはすごいと思う。男でも、女でも、みんな同じだと思う。これからも、みんなと仲よくしようと思います。そしてサッカーもがんばりたいと思います。

中学生の部 助け合う社会へ

「お茶。」 亭主閑白な我が家の父は、帰宅するなりたった単語一つで母に何かを持ってくるよう指示する。「お疲れ様」そう言って母は笑顔で持ってくる。

…というのが、我が家の毎晩の光景である。(よくお母さんは我慢できるなあ)といつも感心する。

ある日、母がかぜをひいて寝込んでしまった。家事は全て母に任せきりだったため、とても大変なことになる予感がした。

しかし、私の目に飛び込んできたのは、驚くべき光景だった。あの父が料理をし、アイロンをかけ、部屋をそうじしているのだ。びっくりしたというよりあ然とした。失敗しながらも一生懸命に家事をこなす父に心を打たれ、私も手伝うと、父はポツリとつぶやいた。

「家事って思ったより大変だな。」

この一件以来も結局、今までと変わらない父と母。でも、これで良いんじゃないかと思うことができた。夫婦の数だけ夫婦の生活があり、家族の数だけ家族の生活があるのだ。大切なのは「お互いを感謝し合っているか」「幸せかどうか」なのだと思う。

現在、世間では「男女平等」が騒がれている。男女は、権利は平等に持ち続け、お互いに助け合っていけることが理想の社会だと思う。生活していく上で、男性の方がこなしやすい仕事、女性の方がこなしやすい仕事がきっとある。そんなとき、お互いに手を差しのべ、男女問わず生活のしやすい未来を築いていきたい。

本当の「男女参画」とは何だろうか。

ひとりひとりがよく考え、実行に移すことでよりよい世界になればと思う。

「男のくせに…」「女のくせに…」という言葉がなくなることを願って…。

【平成21年度】

小学生の部 みんなが仲良くするために

わたしが四年生の時に、男の子が女の子に「女のくせにいばるなよ。」といったことがありました。男の子には、強いイメージがあるけれど、女の子はどうなのでしょう。ちょっと弱いイメージをもっていたとしたら、そのときの男の子の気持ちもわかるかもしれません。

しかし女の子全体が弱い者としてとらえられているとしたら、私はおかしいように思います。弱いかどうかはそれぞれ個人によると思うのです。傷付きやすい人もいれば芯の強い人もいます。それは男の子だって同じではないでしょうか。また、こんなこともありました。男の子たちがサッカーをして遊んでいるところに女の子が「仲間に入れて」と声をかけました。すると男の子たちは、「女はサッカーで遊べないよ。」と言ったのです。

女の子がサッカーをできないと思われたのは、女の子の遊びにサッカーはありえないと思い込みがあったからだと思います。女のこらしさ、男の子らしさというのを、私たちは心の奥底で感じているのかもしれませんが。でも男女共に「女だからやってはいけない男だからやってはいけない。」というのではないと私は思うのです。実際にプロ女子サッカー選手も国際的に活躍しています。女の子の将来の夢として拳がることの多い幼稚園の先生や看護師さんだって男の人で働いている人もいます。男だから、女だからという理由で気持ちを制限されるのはおかしいと思います。

それでも、それぞれ異なる体の成長をするという点では、男女の違いはやはりあります。でもだからこそ、助け合うことも励まし合うこともできると考えます。男だから女だからという見方ではなく、一人一人の個性を認め合う気持ちをもって、みんなが仲良く生活できる社会になってほしいと思います。

中学生の部 活躍できる社会へ

2006年、世界経済フォーラムは、「男女格差報告」を発表しました。男女間の格差の度合いを示すものです。日本は百十五ヶ国のうち七十九位と途上国以下の評価となってしまいました。評価が低い原因に挙げられるのは、女性が責任を伴う仕事に就く割合が低いことや、女性の国政への参加率が低いことでした。上位の国々はスウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどです。ヨーロッパ諸国では男女共同参画についての政策がいきとどいているのかもしれません。

私には一つ疑問があります。なぜ、いつも女性が下にいるかです。先ほどの調査報告でもあったように、女性の、女性は、と言われてしまいます。その背景には昔の身分制度の名残が現代にまで息づいてしまっているのではないのでしょうか。

時は江戸時代。家庭の中での女性に焦点をあててみると「婦人には三従の道あり」とあります。父の家では父に従い、夫の家では夫、夫の死後は子に従う、ということです。何事にも一歩ひくことと制限されていました。

明治維新のときも、妻となった者は社会的に能力がない者とされていました。

確かにこれだけの格差があれば、現代に残っていてもおかしくはありません。ですが現在、世界的不況の中で男だから、女だから、と言っている場合ではありません。男も女も社会の担い手となるべきなのです。女は男より劣っている。こんなことを思う人がいなくなる社会にするべきです。ですが、一言私が訴えるだけで変わるわけがありません。一人一人の理解を促し、少しずつでも良いのですから、男も女も分け隔てなく活躍できる社会となれば現代と比べ、より活発な国になれるでしょう。そのために、自分の中の男なのに、女なのに、の歪んだ偏見を捨てることから始めてみませんか。それが始めの一歩です。

【平成22年度】

小学生の部 私の思い描く男女共同参画社会

私の思い描く男女共同参画社会とは、男性でも、育児休暇が取りやすく、男性と女性が協力しながら子育てのできる社会です。

ある新聞に、市長が育児休暇を取るという記事がのっていました。その記事の中で、「自分も育休の必要性は感じていたが、男性はなかなか取れないのが現実。機運を高め、壁を打ち破る意味を込めた。」と、書いてありました。その記事を読んで、男性が、育児休暇を取り、育児に積極的に参加することは、とてもよいことだと思いました。その記事について、家族と話し合ってみました。お父さんとお母さんは、「会社のえらい人が、進んで育児休暇を取ってくれることで、これから、社員も取りやすくなるね。社会全体の意識が変わることが必要だね。」と、言っていました。その話を聞いて、私も、男性でも育児休暇が取りやすくなれば、育児に協力することができるので、女性の負担も減ると思いました。

また、出産や育児のために、仕事を続けたくても、仕事をやめなければならない女性も多いそうです。お父さんとお母さんは、「昔は、男性は働き、女性が家を守るという時代だったんだよ。」と、言っていました。でも、今は、共働きの家庭が増えているので、男性でも育児休暇を取りやすくすることが、とても大切なことだと思いました。そして、女性にとって、職場復帰しやすい環境作りは、これからの時代に、とても必要なことだと思います。さらに、子供が大きくなってから仕事に復帰したいという女性についても、働きやすい環境になってほしいと思いました。私が大人になるまでに、多くの女性が社会で活躍でき、仕事や子育てなど、男女が協力しながら生活できる環境になってほしいと思います。そして、男女平等に暮らせる地域社会になってほしいです。

中学生の部 男女平等について考えたこと

男女平等、当たり前だと思っていた事が、当たり前じゃない時代があったそうです。

私は三人姉妹の次女です。母は、「昔だったら男の子を産んでいないお母さんは嫁として失格かもね。」と笑って言いました。女性というだけで男性よりも地位を低く位置づけられ、参政権も無い時代があったなんて、想像もつきませんでした。

男女平等ってなんだろう。

最近父は、仕事で母のいない休日に、食器を洗っておいたりするようになりました。父は、「忙しい時は、みんなで助け合うのが家族。平等とはそういうこと。」と言い、「もし、社会や職場で男女がまったくの平等になったら大変だよ。重い物を動かしたりする時は、男性がすればよいし、細かい心遣いは女性にはかなわない。」確かに、男性に子供を産むことはできない等、男性と女性はまったく違います。けれども、これは男性の仕事、こっちは女性というように考えていると、いつまでも平等にはなれないと思います。

両親の話を聞いて男女平等とは同じにする事ではなく、相手を思いやる事だと思いました。お互いに不足している所を補い、相手を尊敬できる事が大切だと思います。

私も自分でできる事は自分でやり、家族の一員として協力していきたいと思いました。そして、人を思いやれる人間になる事が男女平等の第一歩だと思います。

【平成23年度】

中学生の部 「男女共同参画社会」について考えたこと

男女共同参画社会について考えた時、僕は、1学期に社会の授業で勉強した「育児・介護休業法」という法律のことを思いました。この法律は、1992年に施行された育児休業法に介護休業制度が加えられた法律です。

最初につくられた育児休業法は、育児と仕事を両立しやすい環境をつくるため、労働をしている男女を対象にしてつくられました。しかし、この法律を使う人は女性がほとんどです。職場や仕事の都合を考えたり、育児をするために休むことに抵抗を感じたりして、この法律を使えない男性が多いのだと思います。

少し前に、芸能人の、つるの剛士さんがこの法律を使い、仕事を休んで育児をするというニュースを見ました。僕はこの時、有名人がこの育児・介護休業法を使うことで、世間の人にこの法律を知ってもらう良い機会になったと思いました。

子どもを育てることには、楽しみと一緒に不安や心配もあります。それを夫婦で共有し、分かち合うことが出来たら、お互いに家族を思う気持ちが伝わります。そして、それが子どもにも伝わって家族の絆は、とても深いものになることでしょう。

男性にはない女性の良さ、女性にはない男性の良さ、それぞれの良いところをお互いが認め合い、一緒に協力して何かに取り組むと良い結果が生まれると思います。男性と女性は、お互いが必要な存在なのです。

育児・介護休業法は、男女共同参画社会をつくる時に、とても大きな一役を担う法律だと思います。子どもが生まれて、女性だけでなく男性もこの法律を使って子育てをする社会になっていく時、男女共同参画社会についての考えが深まり、その社会の実現へと近づいていくことが出来るのではないかと思います。



【平成24年度】

小学生の部 家族とお母さんのお仕事

私の家族は、父、母、兄、姉と私の5人です。父が仕事をし、洗濯、掃除、料理などの家事は、すべて母がしているごく普通の家庭です。

今年の春、急に母が「お友達のお店をお手伝いするから、お外にお仕事に行くね。」と言いました。お友達のお店で働いていた人が急に辞めてしまったそうです。お昼前から、夜9時ごろまでの時間だったので、家族みんなが「えー、夕飯はどうするの。」「洗濯出しっ放しじゃん。」と次々に文句を言い始めました。

いよいよ、母が仕事に行く日も、みんな不満そうでしたが、母は「行って来るね。」と、元気に出かけて行きました。最初は、なれない家事をする父を見て、私は文句ばかり言っていました。そのうち父は、さしみ包丁を買ってきたり、楽しそうに夕飯の準備をするようになりました。もともと兄は料理が好きなので、変わった料理を作ってくれました。私も姉と一緒に、5人分の山のような洗濯をたたみました。なれない仕事に母は「ちょっと疲れるけど、家族みんながお手伝いしてくれるから、とてもうれしいよ。」と言って、楽しそうでした。

数ヵ月後、お友達のお店で新しく働いてくれる人が見つかり、わが家は、またもとの生活にもどりました。

私は、男であるお父さんはお仕事をし、女であるお母さんは家事をすることが当たり前だと思っていました。でも、今回の事で大切なのは、みんなが協力し、感謝の気持ちと相手を思いやる気持ちを持つことだと思いました。家族とは、男女とは、一緒に喜んだり、心配したり、手伝ったり、共に支え合っていくものだと思いました。これからも家族仲良く生活していきたいです。

中学生の部 叔父の家庭から学んだ事

僕には、埼玉の高校で教師をしている叔父がいます。叔父は、野球部の監督もしています。叔父の奥さんも東京の高校で教師をしています。しかし、1人目の子供が生まれるため産休に入り、その育休中に2人目の子供も生まれました。そのため、小さい2人の子供の面倒を見なくてはならなくなりました。

叔父は野球部の顧問になって以来、部活の早朝練習に始まり、二十時半に終わる放課後の部活まで、ずっと野球漬けという毎日です。平日は、ほとんど子供達に会えません。日曜日にも練習試合があるので、家族で過ごせるのは週に1日だけです。唯一の休み、本当ならばゆっくり体を休めたいところですが、少しでも奥さんを楽にさせてあげようと、掃除に洗濯などの家事や子供達に絵本の読み聞かせをしたり、夜は寝かしつけたりするなど育児も手伝うそうです。僕はその事を聞き、とても驚きました。男の人は仕事、女の人が家事や育児をこなすのが当たり前だと思っていたからです。

僕は、この男女共同参画について考えた時に、叔父の家庭を思い出しました。家事も育児も男女が協力してやっていくものだと思うようになったからです。当たり前のようでも、普通はなかなかできていない事のように感じます。そう考えると叔父の家庭は、素晴らしい男女協力が出来ているのではないかと思います。そのため叔父の家庭では、家族全員がとても仲良く生活していて、とても温かく和やかな雰囲気になっています。男女が協力するという事は、片方に負担がかたよらないようにするためだけでなく、良い家庭の雰囲気作りにもなると思います。だからこの家庭でも、男女協力を取り入れれば、良い家庭が増えると思います。僕も将来、叔父のような家庭を持てたらいいなと思います。

第2次笠間市男女共同参画計画
平成 25 年 3 月

発行・編集 笠間市市長公室秘書課男女共同参画推進室
〒309-1792 茨城県笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101（代表）
FAX 0296-78-0612